

官報

昭和四十二年七月十日

第五十五回 衆議院會議録 第三十六号

昭和四十二年七月十日(月曜日)

議事日程 第三十号

昭和四十二年七月十日

午後二時開議

第一 原子力基本法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

第二 動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣提出)

第三 昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案(内閣提出)

第四 通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案
(大久保武雄君外二十四名提出)

第五 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

地崎宇三郎君の故議員横路節雄君に対する追悼演説

日程第一 原子力基本法の一部を改正する法律

昭和四十二年七月十日 衆議院會議録第三十六号

案(内閣提出)

日程第二 動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣提出)

日程第三 昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第四 通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案(大久保武雄君外二十四名提出)

日程第五 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時二十六分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

○議長(石井光次郎君) 御報告いたすことがあります。

議員横路節雄君は、去る六月十四日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において去る六月十六日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力された議員横路節雄君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます。

故議員横路節雄君に対する追悼演説

○議長(石井光次郎君) この際、弔意を表するため、地崎宇三郎君から発言を求められております。これを許します。地崎宇三郎君。

〔地崎宇三郎君登壇〕

○地崎宇三郎君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員横路節雄先生は、去る六月十四日、青山の議員宿舎において急逝されました。

先生は、なくなられるその日の午後、会館に私をたずねてこられました。用談が済んでからも、さきに行なわれた地方選挙のことや、かつて北海道知事選挙に立候補した当時のことなど、時のたつのも忘れたかのように、次から次へと懐旧談をされた後、翌日の再会を約して別れたのであります。しかるに、その印象もさめやらぬうちに、突然先生の訃報に接した私は、しばしばが耳を疑い、どうしても信ずることができなかったものであります。やがてそれが疑うことのできない事実と知ったとき、言いようのない驚きと悲しみにほろ然自失するばかりでありました。

私は、ここに、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、つつしんで追悼のことを申し述べたいと存じます。(拍手)

横路先生は、明治四十四年一月、北海道夕張市にお生まれになりました。父君は炭鉱労働者として、当時の過酷な労働条件の中で働いておられましたが、先生は、幾たびか病床に倒れながらもなお働き続ける父君の姿を見守りつつ、幼少時代を過ごされたのであります。

向学心の旺盛な先生は、長じて札幌師範学校に進まれました。昭和六年卒業するや、直ちに郷里の小学校に勤務し、若き情熱とあたたかい愛情を傾けて児童教育に当たってこられました。この間、あまたの教え子を戦場に送られた先生は、そのたびに耐えがたい思いに苦しまれたのであります。そこには教え子を限りなく思う心情が如実にあらわれているのであります。これらの教え子たちが、いまに至るまで変わらぬ先生を敬慕し、進んで支援の手を差し伸べていたのも、先生から受けた感銘のいかに深かったかを物語るものであります。(拍手)

戦後、わが国に平和がよみがえるや、教育界の民主化と教職員の地位の向上を目ざしていち早く立ち上がり、感激と希望に燃えて教職員組合の結成のため、懸命に奔走されたのであります。

先生の献身的な努力が、二十二年二月、札幌市教員組合の誕生となって実り、さらに先生は、翌

議員横路節雄君逝去につき弔詞贈呈の報告 故議員横路節雄君に対する追悼演説

昭和四十二年七月十日 衆議院會議録第三十六号

故議員横路節雄君に対する追悼演説 原子力基本法の一部を改正する法律案外一案

九五二

二十二年二月には、全道の組織化をなし遂げて委員長につき、引き続き日本教職員組合の結成に参加し、同年五月、これが成るや、推されて副委員長に就任され、その指導、育成に日夜奮闘されました。日教組が今日あるのも、草創期における先生のなみなみならぬ苦心と努力によるところが大きなものでありまして、その功績は、労働運動史上特筆するべきものと信ずるのであります。

(拍手)

平和にして、病氣と生活不安のない社会の実現、これは先生が幼少時代、教師時代における体験を通じて得た確固たる信念であります。この信念を政治に具現すべく、かねて政界進出の決意を固めておられた先生は、道議會議員となって政治生活の第一歩を踏み出し、そして、昭和二十七年に行なわれた第二十五回衆議院議員総選挙に際しては、北海道第一区から出馬して、みごと当選の栄を獲り、本院に議席を占められたのであります。

本院議員として、横路先生は、地方行政、大蔵、文教、予算等の各委員会において幅広く活躍されましたが、とりわけ予算委員会においては、第十九回国会に、海運行政の問題を取り上げて政府を追及し、その人ありと知られて以来、諸君のすでに御承知のとおり、まことに目ざましいものがありました。

先生が満身に闘志を込め、その緻密な理論と多くの資料を駆使して、問題の核心をついて迫るとき、その舌鋒の鋭さは峻烈をきわめ、言々火を吐く感があり、ことに外交、防衛問題を取り上げるときは、全く他の追隨を許さないものがあつたのであります。(拍手)

また、安保国会あるいは日韓国会において示された先生の獅子奮迅の活躍ぶりは、いまなおわれわれの記憶に新たなところであります。先生が何を叫ぶか、政府はもとより、同僚議員のひとしく注目するところであり、全国民もまた耳目をそばだてずにはいかなかったものでありまして、横路質問こそ、まことに国会論議の白眉であつたと申せましょう。

党内にあつてもまた、国会対策委員長あるいは政策審議会議長の重職につかれて、国会の運営に、あるいは社会党の政策立案とその実現に大いに精進努力せられ、その本領を遺憾なく発揮されたのであります。

政党政治の健全な発展は、各政党がその政策を披瀝し、相競い合い、もって国民の批判を待つことにあります。このことにかんがみましても、先生がその論議を通じて、問題の論点を浮き彫りにし、国民の関心を大いに喚起して、国民の目を国会の審議に定着せしめたことは、真に政治を国民のものたらしめる上にはかり知れない大きな役割りを果たしたものと信ずるのであります。(拍手)

かくて、横路先生は、本院議員に当選すること八回、在職十四年八月に及び、その間、国政に残された功績は、まことに偉大なものがあります。

思うに、横路先生は、確固不動の信念と鋭い洞察力をもつてみずからの信ずる大道を邁進し、一たび事に当たると、満身に熱情を燃やしてこれに臨むという熱血漢でありました。また、まれに見る努力家で、議員宿舎でしばしば夜の明けるまで資料の整理や研究に没入されていた姿は、同僚議員の語りぐさとなつていたのでありまして、先生が、屈指の政策通として党内外にその名をうたわ

れたのも、この不断の努力の所産にはかなりませ

先生は、若き日、アイスホッケーにテニスに、そのすぐれた技量をもつて大いに活躍されたスポーツマンでありました。当時のスポーツによつてつちかわれたものでしょうか、先生は一人倍のきびしさ、しんの強さを持つとともに、あくまでも明るくあたたかく、しかも広い心の持ち主でありました。

国政に対する真摯な姿勢と、この豊かな人間性とは相まって、先生はあらゆる階層の人たちから大きな信頼と期待を寄せられ、敬愛されることとなつたのであります。

過日の郷里での告別式は、イデオロギーを越えて、一般市民の参列者があつたと断らず、厳粛のうちに盛大にとり行なわれ、先生を送るにまことにふさわしいものでした。私は、これらの人たちがだれもが、こうべをたれて深い悲しみに耐えている姿に接し、その支持の広さと深さをあらためて感ずるとともに、しみじみと故人の偉大さをしのんだのであります。

横路先生、あなたは幼年いまだ五十六歳、なお若く、しかも有為の材を抱きながら、雄図半ばにして盛んなりし生涯を閉じて逝かれました。先生を郷党の先輩として慕ひ、また、政治家としての力量と識見に敬服してやまなかつた私は、今後一そりの御活躍に多大の期待を寄せていたのであります。が、いまやその期待もむなしくなり、ほんとうにかげがえのない方を失つたものと、痛惜の情はいよいよ切なるものを覚えるのであります。

今日、内外の情勢を思うとき、先生のごとき前途ある有為の政治家を失いましたことは、ただに

日本社会党のみならず、国家のため、国民のため、まことに大きな損失であると申さなければなりません。(拍手)

ここに、つつしんで横路先生の生前の功績をたたえ、その人となりをしのび、心から御冥福をお祈りいたしまして、追悼のことばをいたします。

(拍手)

日程第一 原子力基本法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第一、原子力基本法の一部を改正する法律案、日程第二、動力炉・核燃料開発事業団法案、右両案を一括して議題といたします。

原子力基本法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十二年四月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

原子力基本法の一部を改正する法律

原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改め、同条第一項中「事項を行はしめる」を「事項を行なわせる」に、核原料物質及び核燃料物質の採掘、採鉱、精錬、管理等を行はしめるため原子燃料公社を「原子炉のうち高速増

殖炉及び新型転換炉並びに核原料物質及び核燃料物質に關する開発等を行なわせるため動力炉・核燃料開発事業団」に改め、同条第二項中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第十七条中「特許出願に係る発明又は」を削り、「(大正十年法律第九十六号)第十五条及び第四十条」を「(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十三条」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

原子力の開発機関として新たに動力炉・核燃料開発事業団について規定を設けるとともに、従来の原子燃料公社に關する規定を廃止し、あわせて規定の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

動力炉・核燃料開発事業団法案

右

国会に提出する。

昭和四十二年四月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

動力炉・核燃料開発事業団法

目次

- 第一章 総則(第一条—第十条)
- 第二章 役員等(第十一条—第二十二條)
- 第三章 業務(第二十三条—第二十五条)

第四章 財務及び會計(第二十六条—第三十九条)

- 第五節 監督(第四十条—第四十一条)
- 第六節 雜則(第四十二条—第四十五条)
- 第七章 罰則(第四十六条—第四十八条)

第一章 總則

(設立の目的)

第一条 動力炉・核燃料開発事業団は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)に基づき、高速増殖炉及び新型転換炉に關する開発、核燃料物質の生産、再処理及び保有並びに核原料物質の採掘、採掘及び選鉱を計画的かつ効率的に行ない、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(定義)

第二条 この法律で「高速増殖炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉のうち、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行なわれるものであつて、核燃料物質のうち政令で定めるものの当該連鎖反応に伴い生成する量のその消費する量に対する比率が一をこえるものをいう。

2 この法律で「新型転換炉」とは、原子力基本法第三条第四号に規定する原子炉のうち、その原子核分裂の連鎖反応が主として熱中性子により行なわれるものであつて、前項に規定する核燃料物質の当該連鎖反応に伴い生成する量のその消費する量に対する比率が政令で定める比率をこえるものをいう。

(法人格)

第三条 動力炉・核燃料開発事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 二億円
- 二 附則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額
- 三 事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額

2 政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の二億円を出資するものとする。

3 事業団は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。

(出資証券)

第六条 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に關し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第七条 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(登記)

第八条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九条 事業団でない者は、動力炉・核燃料開発事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四

十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

第十一条 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第十二条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事(非常勤の理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。

5 監事は、事業団の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣(第四十三条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)に意見を提出することができる。

(役員任命)

第十三条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が原子力委員会の意見をきいて任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

昭和四十二年七月十日 衆議院會議録第三十六号

原子力基本法の一部を改正する法律案外一案

九五四

(役員任期)

第十四条 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員資格事項)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

(役員解任)

第十六条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。この場合において、理事長及び監事の解任については、原子力委員会の意見をきくものとし、副理事長及び理事の解任については、内閣総理大臣の認可を受けるものとする。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員兼職禁止)

第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員

となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八条 事業団と理事長、副理事長又は理事（非常勤の理事を除く。）との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十九条 理事長は、事業団の職員のうちから、事業団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(顧問)

第二十条 事業団に、その業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

(職員任命)

第二十一条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員等の公務員たる性質)

第二十二条 役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発（実用炉に係るものを除く。）及びこれに必要な研究を行なうこと。

二 前号に掲げる業務に関する核燃料物質の開発及びこれに必要な研究を行なうこと。

三 核燃料物質の再処理を行なうこと。

四 核燃料物質の生産及び保有を行なうこと。

五 核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行なうこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、次の場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 海外の地域において前項第五号の業務を行なおうとするとき。

二 前項第七号に掲げる業務を行なおうとするとき。

(業務の委託)

第二十四条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

(動力炉開発基本方針等)

第二十五条 第二十三条第一号及び第二号に掲げる事業団の業務（以下この条、第三十一条及び第四十五条において「動力炉開発業務」という。）は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める動力炉開発業務に関する基本方針及び基本計画に従つて実施されなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十六条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十七条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十八条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十九条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条及び次条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(書類の送付)

第三十条 事業団は、第二十七条又は前条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(区分経理)

第三十一条 事業団は、動力炉開発業務（これに附帯する業務を含む。）及び第二十三条第一号第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理については、政令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十二条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定により積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

8 前二項の規定による整理は、前条の規定によ

る特別の勘定及びその他の一般の勘定について、それぞれ区分して行なうものとする。

(借入金及び動力・核燃料開発債券)

第三十三条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は動力・核燃料開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十四条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条(保証契約の禁止)の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条(外貨債務の保証)の規定に基づき政府が保証することができ

る債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第三十五条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十六条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第三十七条 事業団は、総理府令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十八条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十条 事業団は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告の徴取及び立入検査)

第四十一条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第四十二条 事業団が解散した場合において、その債務を弁済した後の残余財産を分配するとき、各出資者の出資額を限度としてこれを行なうものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十三条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる権限を科学技術庁長官に委任することができる。

一 第四条第二項、第五条第三項、第二十三条第二項、第二十四条、第二十七条、第三十三条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十五条又は第三十七条の規定による認可

二 第三十七条ただし書、第二十九条第一項又は第三十八条の規定による承認

三 第三十六条第一号の規定による指定

四 第四十一条第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

(大蔵大臣との協議)

第四十四条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。次条において同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第三項、第二十三条第二項第一号、第二十七条、第三十三条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十五条又は第三十七条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十五条の基本方針及び基本計画を定めようとするとき。

三 第二十九条第一項又は第三十八条の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十六条第一号の規定による指定をしようとするとき。

五 第三十七条又は第三十九条の規定により総理府令を定めようとするとき。

(通商産業大臣との協議)

第四十五条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、その協議は、第三号及び第四号の場合にあつては、動力・核燃料開発業務に係る事項に限られるものとする。

一 第二十三条第二項第一号の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十五条の基本方針及び基本計画を定めようとするとき。

三 第二十七条の規定による認可をしようとするとき。

四 第二十九条第一項の規定による承認をしようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十六条 第四十一条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

昭和四十二年七月十日 衆議院會議録第三十六号

原子力基本法の一部を改正する法律案外一案

九五六

の規定により委任された場合には、科学技術庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八條第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十六條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第四十條第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第四十八條 第九條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八條から第三十一條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 内閣総理大臣は、第十三條第一項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、政府以外の者に対し、事業団に対する出資を募集しなければならない。

5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、内閣総理大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、

し、出資金の払込みを求めなければならない。設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(原子燃料公社の解散等)

第三条 原子燃料公社は、事業団の成立の時に、解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 原子燃料公社の解散の時までに政府から原子燃料公社に対して出資された金額は、事業団の設立に際して政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 原子燃料公社の解散の日を含む事業年度に係る業務報告書、決算、財務諸表及び予算の実施の結果を明らかにした説明書の作成、提出、公告、送付、検査又は報告については、なお従前の例による。この場合において、原子燃料公社の決算の完結の期限は、解散の日の翌日から起算して三月を経過した日とする。

4 第一項の規定により事業団が権利を承継する場合において、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。

5 第一項の規定により事業団が承継した権利の目的たる設備又は家屋であつて、附則第十七條の規定の施行の際同条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十九條の三第二項の規定により固定資産税の課税標準の特例の適用を受けているものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該特例の適用を受けることとなつていた期間内は、

なお従前の例による。

(経過規定)

第四条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第九條の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

第五条 事業団の最初の事業年度は、第二十六條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第六条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十七條中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

第七条 原子燃料公社の解散の際現にその役員であつて、引き続き事業団の役員となるものの任期は、第十四條第一項の規定にかかわらず、当該解散の時におけるその者の役員としての残任期間とする。

2 原子燃料公社の解散の際現にその職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四條の二第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き事業団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員」として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」と、「当該復帰希望職員の転出の時にさかのほつて」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の成立の日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」とする。

とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」とする。

3 原子燃料公社の解散の際現にその役員又は職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第五十二号)附則第十條第二項又は第十四條第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き事業団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同法附則第十條第二項から第四項まで又は第十四條の規定を適用する。この場合において、同法附則第十條第二項中「公団等職員」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の役員又は職員」と、同法附則第十條第二項中「公団等職員」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、同法附則第十條第二項中「公庫等職員」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、同法附則第十條第二項中「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」と、同法附則第十條第二項中「公庫等職員」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、同法附則第十條第二項中「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」とする。

4 原子燃料公社の解散の際現にその職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)第二百二十八條第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き事業団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「その他の公庫等職員」として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」として在職する間」と、同条第三項中「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」と、同条第四項中「公庫等職員」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、同条第五項中「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」とする。

5 第二項又は第三項の規定は、事業団の設立の際、現に日本原子力研究所の職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法第二百二十四條の二第一項又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第一條第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き事業団の職員となつた場合(これに準ずる場合として政令で定める場合を含む)について準用する。この場合において、その準用により適用され又は準

用されることとなる国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第五項中「及び公庫等」とあるのは、「並びに日本原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団」と読み替へるものとする。

（原子燃料公社法の廃止）

第八条 原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）は、廃止する。

（原子燃料公社法の廃止に伴う経過規定）

第九条 前条の規定の施行前にした廃止前の原子燃料公社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関係法律の一部改正）

第十条 核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に、「公社」を「事業団」に改める。

第十一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第十二条 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号を次のように改める。

五 動力炉・核燃料開発事業団

第十三条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中原子燃料公社の項を削り、糖蜜安定事業団の項の次に次のように加える。

動力炉・核燃料開発事業団
（昭和四十二年法律第三十三号）

第十四条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中原子燃料公社の項を削り、

る。
別表第二第一号の表中糖蜜安定事業団の項の次に次のように加える。

動力炉・核燃料開発事業団
（昭和四十二年法律第三十三号）

第十五条 印紙税法（昭和四十二年法律第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「原子燃料公社」の項を削る。

第十六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「原子燃料公社」の項を削る。

第十七条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中、「原子燃料公社」を削る。

第七十二条の五第一項第七号中「及び日本原子力船開発事業団」を、「日本原子力船開発事業団及び動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第七十三条の四第一項第二号中、「原子燃料公社」を削り、「日本原子力研究所」の下に、「動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第三百四十九条の三第十二項中「原子燃料公社」が設置する核燃料物質の生産及び加工の用に供する設備並びに「を」動力炉・核燃料開発事業団が設置する設備で動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第三十三号）第二十三条第一項第一号から第四号までに掲げる業務の用に供するもの及びに改める。

第十八条 行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中、「原子燃料公社」を削り、「日本原子力船開発事業団」の下に、「動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第十九条 建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中、「原子燃料公社」を削り、「日本原子力研究所」の下に、「動力炉・

核燃料開発事業団」を加える。

第二十条 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第八号中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

第二十一条 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和二十四年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中、「日本電信電話公社及び原子燃料公社」を「及び日本電信電話公社」に改める。

第二十二条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条中、「原子燃料公社」を削る。

第二十三条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中、「原子燃料公社」を削る。

第二十四条 公職選挙法（昭和二十五年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の二第一項第二号中、「原子燃料公社」を削る。

第四百四十五条第一項及び第六十六号第一号中「日本電信電話公社又は原子燃料公社」を「又は日本電信電話公社」に改める。

第二十五条 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中、「原子燃料公社」を削る。

第二十六条 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中、「原子燃料公社」を削る。

第二十七条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号中「原子燃料公社が原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）第十九条第一項各号」を「動力炉・核燃料開発事業団が

動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）第二十三条第一号から第五号まで」に改める。

第二十八条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十条、第七十二条第一項及び第七十八条第二項中、「原子燃料公社」を削る。

第二十九条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本原子力船開発事業団」の下に、「動力炉・核燃料開発事業団」を加える。

第三十条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「日本電信電話公社若しくは原子燃料公社」を「若しくは日本電信電話公社」に改める。

第三十一条 海岸法（昭和三十一年法律第一百二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中、「原子燃料公社」を削る。

理由

原子力の平和利用に寄与する高速増殖炉及び新型転換炉の開発を計画的かつ効率的に実施する新機関を設けるとともに、これに原子燃料公社が行なっている核燃料に係る開発業務を統合するため、新たに動力炉・核燃料開発事業団を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年七月十日 衆議院會議録第三十六号 原子力基本法の一部を改正する法律案外一案

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長矢野純也君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔矢野純也君登壇〕

○矢野純也君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

まず、原子力基本法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、原子力の開発機関として、高速増殖炉及び新型転換炉並びに核原料物質及び核燃料物質に関する開発等を行なわせるため、新たに設立される動力炉・核燃料開発事業団についての規定を設けるとともに、従来の原子燃料公社に関する規定を廃止し、あわせて特許法の改正に伴い、その引用条文を改めるなど、規定の整備を行なおうとするものであります。

次に、動力炉・核燃料開発事業団法案について申し上げます。

本案は、原子力基本法に基づき、原子力の平和利用に寄与する高速増殖炉及び新型転換炉という、新しい動力炉の開発を、計画的かつ効率的に実施する新機関を設けるとともに、これに原子燃料公社が行なっている核燃料にかかる開発業務を統合するため、新たに動力炉・核燃料開発事業団

を設立しようとするものでありまして、そのおもな内容は、

第一に、事業団は政府及び民間による出資の法人とし、その資本金は、設立に際し政府が出資する二億円と、従来政府から原子燃料公社に出資されていた金額及び民間からの出資との合計額とし、将来必要に応じて増加することができるものとしたしております。

第二に、事業団の業務といたしましては、高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発並びに核原料物質及び核燃料物質の探鉱、生産、保有、再処理等を行なうこととし、海外地域において、核原料物質の探鉱等を行なう場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとしたましますとともに、事業団は、業務の一部を委託することができるものとしたしております。

また、特に、動力炉開発関係の業務と再処理関係の業務に関しましては、それぞれ、その他の業務と区分して経理を行なわねばならないものとしております。

なお、業務の運営につきましては、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める動力炉開発業務に関する基本方針及び基本計画に従って、実施されなければならないものとしたしております。

第三に、この事業団の設立と同時に、現在の原子燃料公社は解散し、その一切の権利義務は、事業団が承継するものとして、所要の経過措置を講ずることとしたしております。

することとしたしております。

両案は、去る五月二十四日二階堂國務大臣より提案理由の説明を聴取した後、原子力開発の長期にわたる施策、動力炉の自主開発計画、原子力委員会及び日本原子力研究所の今後の運営方針、原子力開発に関する安全性等の諸問題を中心として、参考人から意見を聴取するなど、慎重なる審査を重ねたのでありますが、その詳細につきましては会議録に譲ることいたします。

かくて、去る六日、両案について質疑を終了いたしましたところ、動力炉・核燃料開発事業団法案に対し、石野久男君外三名より、事業団設立の目的について、平和利用及び自主開発の趣旨を明確にする、理事長の任命は原子力委員会の同意を必要とする、原子燃料公社法の例にならない、事業団の業務として、核燃料物質、核原料物質の輸出入、売り渡し等を加えるとともに、核燃料開発関係の業務についても基本計画に従って実施されなければならないものとする、以上のことを内容とする自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかる修正案が提出せられました。

次いで、両案について順次採決いたしましたところ、原子力基本法の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決し、動力炉・核燃料開発事業団法案は全会一致をもって四党共同の修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、動力炉・核燃料開発事業団法案に対し、小宮山重四郎君外三名提出の四党共同提案にかかる、動力炉開発の重要性にかんがみ、これに必要な資金、人材の確保に万全を期すること、関係各機関の総合的活用をはかり、その総力を結集すべきこと、安全性の確保について配慮すべきこと、原子力開発体制を再検討すべきこと等を内容とする附帯決議を付することに決した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

〔参 照〕

動力炉・核燃料開発事業団法案に対する修正案(委員会修正)

動力炉・核燃料開発事業団法案の一部を次のように修正する。

第一条中「基づき」の下に、「平和の目的に限り」を加え、「関する開発」を「関する自主的な開発」に改める。

第十三条第一項中「及び監事」を削り、「意見をきいて」を「同意を得て」に改め、同条に次の一項を加える。

3 監事は、内閣総理大臣が原子力委員会の意見をきいて任命する。

第十六条第二項中「及び監事」を削り、「意見をきく」を「同意を得る」に、「受けるものとする」を「受けるものとし、監事の解任については、原子力委員会の意見をきくものとする」に改める。

第二十三条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 核燃料物質及び核原料物質の輸入及び輸出並びに買取り、売渡し及び貸付けを行なうこと。

第二十三条第二項第二号中「第七号」を「第八号」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

2 第二十三条第一項第三号から第六号までに掲げる事業団の業務は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める核燃料開発業務に関する基本計画に従つて実施されなければならない。

第四十四条第二号及び第四十五条第二号中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

附則第二条第一項中「第一項」の下に「又は第三項」を加える。

○議長(石井光次郎君) 両案を一括して採決いたします。

日程第一の委員長の報告は可決、第二の委員長の報告は修正であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第三 昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第三、昭和二十二年

以前の郵便年金契約に関する特別措置法案を議題といたします。

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案

右 国会に提出する。

昭和四十二年四月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和二十二年十二月三十一

日以前に効力が発生した郵便年金契約(以下単に「年金契約」という。)につき年金の支払に代わる特別一時金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

(特別一時金の支給)

第二条 年金契約に係る年金契約者(年金支払の事由が発生した年金契約にあつては、年金の支払を受けている年金受取人又は年金継続受取人)は、昭和四十三年一月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間に、国に対して当該

年金契約を消滅させる旨の申出をすることができ

る。

2 前項の申出は、その到達前に、これを発した者が死亡したときは、その効力を生じない。

3 第一項の申出があつたときは、当該年金契約は、その申出があつた時にその効力を失う。この場合においては、郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)第二十七条の規定は、適用しない。

4 前項の規定により年金契約がその効力を失つたときは、その効力を失う際における当該年金契約に係る年金受取人(年金継続受取人が第一項の申出をした場合にあつては、当該年金継続受取人)に特別一時金を支給する。

(特別一時金の額)

第三条 特別一時金の額は、年金繰上支払金、分配金繰上支払金(定期年金の年金契約に限る。)及び特別付加金の額の合計額とする。

2 年金繰上支払金の額は、次の各号に掲げる年金契約の区分に従い、当該各号に掲げる額(前条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、昭和四十三年一月一日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額)とする。

一 即時終身年金の年金契約又は据置終身年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生しているもの

の 昭和四十三年一月一日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数に乘じて得た額

の 昭和四十三年一月一日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数(昭和四十一年に厚生省が発表した第十一回生命表によるものとし、その年数に一年に満たない端数があるときは、その端数は一年に切り上げる。以下同じ)を年金額に乘じて得た額

二 据置終身年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生していないもの

年金受取人の年金支払開始年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額(当該年金契約につき前条第一項の申出がなかつたとすれば年金支払の事由が発生する日の前日までに払い込むべきであつた掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額)

三 保証期間附即時終身年金(以下「保証即時年金」という。)又は保証期間附据置終身年金(以下「保証据置年金」という。)の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において保証期間が満了しているもの

昭和四十三年一月一日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数に乘じて得た額

四 保証即時年金の年金契約又は保証据置年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生しているものであつて、同日以前において保証期間が満了していないもの(次号に掲げる年金契約を除く)保証期間内に支払すべき年金に相当す

昭和四十二年七月十日 衆議院會議録第三十六号

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案

九六〇

る額から同日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額との合計額

五 保証即時年金又は保証据置年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金継続受取人が年金の支払を受けるに至っているもの 保証期間内に支払うべき年金に相当する額から同日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額

六 保証据置年金の年金契約で昭和四十二年十二月三十一日以前において年金支払の事由が発生していないもの 保証期間内に支払うべき年金に相当する額と保証期間が満了する日における年金受取人の年齢に対応する平均余命の年数を年金額に乘じて得た額との合計額

(当該年金契約につき前条第一項の申出がなかつたとすれば年金支払の事由が発生する日の前日までに払い込むべきであった掛金のあるものにあつては、その掛金に相当する額を差し引いた残額)

七 定期年金の年金契約 年金支払期間内に支払うべき年金に相当する額から昭和四十二年十二月三十一日までに支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額
隨時に掛金の払込みをすべき保証据置年金の年金契約で昭和四十二年四月一日以後において

掛金の払込みがあつたものについての年金繰上支払金の額は、前項の規定にかかわらず、同年三月三十一日までに払込みがあつた掛金による年金額を基礎として同項第四号から第六号までに掲げる区分に従い当該各号に掲げる額を計算して得た額にそれぞれ同年四月一日以後において払込みがあつた掛金に相当する額を加えた額(前条第一項の申出の際現に年金支払の事由が発生しているものにあつては、昭和四十三年一月一日から同項の申出があつた時までの間に支払期の到来した年金に相当する額を差し引いた残額)とする。

四 分配金繰上支払金の額は、定期年金の年金契約における年金支払期間が満了したとすれば郵便年金法第三十一条及び郵便年金約款(昭和二十四年郵政省告示第六号)第百十三号の規定により分配すべき剰余金に相当する額とする。

五 特別付加金の額は、年金契約の年金額(第三項に規定する年金契約にあつては、昭和四十二年三月三十一日までに払込みがあつた掛金による年金額)及び年金契約の効力が発生した日の属する年(以下「契約年」という。)の区分に応じ別表に定める額とする。

第四条 特別一時金を支給する場合において、当該年金契約に關し未払掛金、貸付金その他國が弁済を受けるべき金額があるときは、支給金額からこれを控除する。

(正規の支払)

第五条 特別一時金をこの法律及びこの法律に基づく郵政省令に定める手続によつて支払つたときは、その支払は有効とする。

(時効)

第六条 特別一時金を受ける権利は、五年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡等の禁止)

第七条 特別一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

(郵政省令への委任)

第八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、郵政省令で定める。

附則

この法律は、昭和四十三年一月一日から施行する。

別表

年 金 額	契 約 年 の 区 分			
	大正一五年から昭和五年まで	昭和六年から昭和一〇年まで	昭和一一年から昭和一五年まで	昭和一六年から昭和二二年まで
二〇〇円未満	二、六〇〇円	二、四〇〇円	二、二〇〇円	二、一〇〇円
二〇〇円以上 五〇〇円未満	三、五〇〇円	三、三〇〇円	三、一〇〇円	二、九〇〇円
五〇〇円以上 一、〇〇〇円未満	四、四〇〇円	四、二〇〇円	四、〇〇〇円	三、八〇〇円
一、〇〇〇円以上 二、〇〇〇円未満	五、三〇〇円	五、一〇〇円	四、九〇〇円	四、七〇〇円
二、〇〇〇円以上 四、〇〇〇円未満	六、二〇〇円	六、〇〇〇円	五、八〇〇円	五、六〇〇円
四、〇〇〇円以上			六、七〇〇円	六、五〇〇円
四、〇〇〇円以上				六、三〇〇円

理 由

昭和二十二年以前に効力が発生した郵便年金契約に係る加入者の利便を図り、あわせて郵便年金

事業の運営の効率化に資するため、当該郵便年金契約につき年金の支払に代わる特別一時金の支給に關し定める必要がある。これが、この法律案を

提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。通信委員長松澤雄藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔松澤雄藏君登壇〕

○松澤雄藏君 たいだいま議題となりました昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する特別措置法案に關し、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告いたします。

本案は、昭和二十二年以前に締結された郵便年金契約が、社会経済事情の変化によつて、年金としての役割りを十分に果たし得なくなつてゐる実情にかんがみ、これらの契約につき、年金の支払いにかえて特別一時金を支給する特別措置を定めようとするものでありまして、昭和二十二年以前の年金契約の加入者は、昭和四十三年一月一日から同四十四年十二月三十一日までの間に、契約を消滅させる旨の申し出をすれば、年金及び分配金の将来分と特別の付加金とを一括して受け取ることができることとなっております。

通信委員会においては、四月十八日本案の付託を受けて以来慎重審議を重ねたのでありますが、七月六日、質疑を終了し、引き続き、討論採決の結果、多数をもつて本案はこれを可決すべきものと

議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案(大久保武雄君外二十四名提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第四、通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案を議題といたします。

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案

提出者 大久保武雄 山下 第二 伊能繁次郎 大石 八治 大竹 太郎 加藤 六月 木部 佳昭 小峯 柳多

昭和四十二年七月五日

目次

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案

河野 洋平 登坂重次郎
丹羽 久章 濱野 清吾
広川シズエ 古川 丈吉
古屋 亨 堀川 恭平
井上 泉 太田 一夫
久保 三郎 小林 信一
後藤 俊男 只松 祐治
山田 耻目 春日 一幸
松本 忠助
賛成者 安倍晋太郎 外四百十四名

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、緊急に交通の安全を確保する必要がある通学路及び踏切道について、国及び地方公共団体が一体となつて、総合的な計画のもとに通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道の構造改良に関する事業をすみやかに実施すること等により、これらの通学路及び踏切道における交通環境の改善を行ない、もつて交通事故の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあつては、建設大臣)をいう。

3 この法律において「通学路」とは、児童又は幼児が小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。)又は幼稚園若しくは保育所に通うため通行する道路の区間で、これらの施設の敷地の出入口から五百メートルの区域内に存するものをいう。

4 この法律において「踏切道」とは、道路が鉄道(新設軌道を含む。)と交差する場合におけるその交差している道路の部分のいう。

昭和四十二年七月十日 衆議院會議録第三十六号

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案

九六二

5 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号。以下「交通安全施設等整備事業法」という。)第二条第三項各号に掲げる事業(道路の改築(同項第二号イに規定する道路の改築を除く。)に伴つて行なわれるものを除く。)をいう。

6 この法律において「踏切道整備事業」とは、踏切道の構造改良及び踏切道に係る保安設備の整備に関する事業をいう。

7 この法律において「踏切道の構造改良」とは、踏切道の舗装及び拡幅をいう。

8 この法律において「踏切道に係る保安設備の整備」とは、踏切警報機及び踏切遮断機の整備をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、緊急に交通安全を確保する必要がある通学路及び踏切道について、一体となつて、総合的な計画のもとに、交通安全施設等整備事業、踏切道の構造改良に関する事業等をすみやかに実施するように努めるとともに、鉄道事業者が行なう踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施の推進に努めなければならない。

第二章 通学路に係る交通安全施設等の整備に関する緊急措置

(市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画)

第四条 都道府県公安委員会(道路交通法(昭和三十

十五年法律第五号)第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ。)及び市町村道の道路管理者(以下この条においてこれを「市町村計画作成者」という。)は、協議により、通学路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して総理府令、建設省令で定める基準に該当する通学路(市町村道(道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。)であるものに限る。)であつて緊急に交通安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年及び昭和四十三年において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画(以下「市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画」という。)を作成しなければならない。

2 市町村計画作成者は、市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画を作成する場合においては、市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会(当該市町村に市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会が置かれていないときは、関係者の意見をきかなければならない。

3 市町村計画作成者は、昭和四十二年八月三十一日までに、市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画を次条第一項に規定する都道府県計画作成者に提出しなければならない。

(都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画)

第五条 都道府県公安委員会並びに道路法第十三

条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)外の一級国道及び都道府県道の道路管理者(以上この条においてこれを「都道府県計画作成者」という。)は、協議により、前条第一項の総理府令、建設省令で定める基準に該当する通学路(指定区間外の一級国道及び都道府県道(同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。)であるものに限る。)であつて緊急に交通安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年及び昭和四十三年において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、当該計画と前条第三項の規定により提出された市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画とを調整して、当該都道府県の通学路に係る交通安全施設等整備事業に関する総合的な計画(以下「都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画」という。)を作成しなければならない。

2 都道府県計画作成者は、都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画を作成する場合においては、都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

3 都道府県計画作成者は、昭和四十二年九月三十日までに、都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画を国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない。

(指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画)

第六条 都道府県公安委員会及び建設大臣である道路管理者は、協議により、第四条第一項の総理府令、建設省令で定める基準に該当する通学路(指定区間内の一級国道及び道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路であるものに限る。)であつて緊急に交通安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年及び昭和四十三年において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画(以下「指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画」という。)を作成しなければならない。

2 都道府県公安委員会及び建設大臣である道路管理者は、昭和四十二年九月三十日までに、指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画を国家公安委員会及び建設大臣に提出しなければならない。

3 前二項に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(交通安全施設等整備事業法の規定による交通安全施設等整備事業として実施すべき事業に関する計画等)

第七条 国家公安委員会及び建設大臣は、協議により、第五条第三項及び前条第二項の規定により提出された都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画及び指定区間内通学路等交通安全

全施設等緊急整備計画に定める交通安全施設等整備事業のうち、昭和四十二年及び昭和四十三年度において交通安全施設等整備事業法の規定による交通安全施設等整備事業として実施すべきものに関する計画の案を作成し、これに伴い、交通安全施設等整備事業法第四条第一項に規定する交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更する案を作成しなければならない。

2 国家公安委員会及び建設大臣は、前項の計画の案を作成する場合には、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

8 内閣総理大臣及び建設大臣は、昭和四十二年十一月三十日までに、第一項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更する案についての交通安全施設等整備事業法第四条第五項において準用する同条第二項の規定による閣議の決定を求めなければならない。

4 前三項の規定に基づく交通安全施設等整備事業三箇年計画の変更に伴う交通安全施設等整備事業法第五条第一項後段の規定による変更に係る実施計画の提出は、昭和四十二年十二月三十一日までにしなければならない。

(地方単独通学路交通安全施設等整備事業の実施)

第八条 都道府県公安委員会は都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画又は指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画に従い、

指定区間外の一般国道、都道府県道又は市町村道の道路管理者は都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画に従い、通学路に係る交通安全施設等整備事業(交通安全施設等整備事業法の規定による交通安全施設等整備事業として実施すべきものを除く。)を実施しなければならない。

第三章 踏切道の構造改良及び踏切道に係る保安設備の整備に関する緊急措置

(市町村踏切道緊急構造改良計画)

第九条 鉄道事業者(軌道経営者を含む。以下同じ。)及び市町村道の道路管理者は、協議により、踏切道における交通事故の発生状況、交通量の他の事情を考慮して運輸省令、建設省令で定める基準に該当する踏切道(市町村道(道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。))であるものに限る。)であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道の構造改良に関する事業に関する計画(以下「市町村踏切道緊急構造改良計画」という。)を作成しなければならない。

2 鉄道事業者及び市町村道の道路管理者は、市町村踏切道緊急構造改良計画を作成する場合においては、市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会(当該市町村に市町村通学路及び踏切

道交通安全対策協議会が置かれていないときは、関係者)の意見をきかなければならない。

3 鉄道事業者及び市町村道の道路管理者は、昭和四十二年八月三十一日までに、市町村踏切道緊急構造改良計画を第十一条第一項に規定する道路管理者に提出しなければならない。

(都道府県踏切道緊急構造改良計画)

第十条 鉄道事業者並びに指定区間外の一般国道及び都道府県道の道路管理者は、協議により、前条第一項の運輸省令、建設省令で定める基準に該当する踏切道(指定区間外の一般国道及び都道府県道(道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なうものを除く。))であるものに限る。)であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道の構造改良に関する事業に関する計画(以下「都道府県踏切道緊急構造改良計画」という。)を作成しなければならない。

2 鉄道事業者並びに指定区間外の一般国道及び都道府県道の道路管理者は、都道府県踏切道緊急構造改良計画を作成する場合においては、都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

(都道府県総合踏切道緊急構造改良計画)

第十一条 第九条第一項の鉄道事業者並びに前条第一項の道路管理者は、協議により、都道府県踏切道緊急構造改良計画と第九

条第三項の規定により提出された市町村踏切道緊急構造改良計画とを調整して、当該都道府県の踏切道の構造改良に関する事業に関する総合的な計画(以下「都道府県総合踏切道緊急構造改良計画」という。)を作成しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による都道府県総合踏切道緊急構造改良計画の作成について準用する。

3 第一項に規定する鉄道事業者及び道路管理者は、昭和四十二年九月三十日までに、都道府県総合踏切道緊急構造改良計画を運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。

(指定区間内踏切道等緊急構造改良計画)

第十二条 鉄道事業者及び建設大臣である道路管理者は、協議により、第九条第一項の運輸省令、建設省令で定める基準に該当する踏切道(指定区間内の一般国道及び道路法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路であるものに限る。)であつて緊急に交通の安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道の構造改良に関する事業に関する計画(以下「指定区間内踏切道等緊急構造改良計画」という。)を作成しなければならない。

2 鉄道事業者及び建設大臣である道路管理者は、昭和四十二年九月三十日までに、指定区間内踏切道等緊急構造改良計画を運輸大臣及び建

昭和四十二年七月十日 衆議院會議録第三十六号

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案

九六四

設大臣に提出しなければならない。

3 第六条第三項の規定は、前二項に規定する道路管理者である建設大臣の権限の委任について準用する。

(保安設備緊急整備計画)

第十三条 鉄道事業者は、踏切道における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して運輸省令で定める基準に該当する踏切道であつて緊急に交通安全を確保する必要があると認められるものについて、昭和四十二年及び昭和四十三年度において実施すべき踏切道に係る保安設備の整備に関する事業に関する計画（以下「保安設備緊急整備計画」という。）を作成しなければならない。

2 第九条第二項又は第十条第二項の規定は、前項の規定による保安設備緊急整備計画の作成について準用する。

3 鉄道事業者は、昭和四十二年九月三十日まで、保安設備緊急整備計画を運輸大臣に提出しなければならない。

(踏切道整備事業を実施すべき踏切道の指定)

第十四条 運輸大臣及び建設大臣は、踏切道における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して運輸省令、建設省令で定める基準に従い、緊急に交通安全を確保する必要があると認められる踏切道を、昭和四十二年及び昭和四十三年度において踏切道の構造改良に関する事業を実施すべき踏切道として指定するもの

とする。

2 運輸大臣は、踏切道における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して運輸省令で定める基準に従い、緊急に交通安全を確保する必要があると認められる踏切道を、昭和四十二年及び昭和四十三年度において踏切道に係る保安設備の整備に関する事業を実施すべき踏切道として指定するものとする。

3 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該鉄道事業者及び道路管理者並びに都道府県公安委員会又は当該鉄道事業者及び都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

4 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、運輸省令、建設省令又は建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(踏切道緊急整備計画)

第十五条 運輸大臣及び建設大臣は、協議により、第十一条第三項、第十二条第二項及び第十三条第三項の規定により提出された都道府県総合踏切道緊急構造改良計画、指定区間内踏切道等緊急構造改良計画及び保安設備緊急整備計画に定める踏切道整備事業のうち、昭和四十二年及び昭和四十三年度において実施すべき前条第一項の規定により指定した踏切道（以下「甲種指定踏切道」という。）及び同条第二項の指定に

より指定した踏切道（以下「乙種指定踏切道」という。）に係る踏切道整備事業に関する計画（以下「踏切道緊急整備計画」という。）の案を作成しなければならない。

2 運輸大臣及び建設大臣は、前項の規定により踏切道緊急整備計画の案を作成する場合においては、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会の意見をきかなければならない。

3 運輸大臣及び建設大臣は、前二項の規定により作成された踏切道緊急整備計画の案について、閣議の決定を求めなければならない。

4 運輸大臣及び建設大臣は、昭和四十二年十一月三十日までに、前項の規定による閣議の決定を求めなければならない。

5 踏切道緊急整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 昭和四十二年及び昭和四十三年度において行なうべき甲種指定踏切道及び乙種指定踏切道に係る踏切道整備事業の実施の目標

二 昭和四十二年及び昭和四十三年度において行なうべき甲種指定踏切道及び乙種指定踏切道に係る踏切道整備事業の量

6 運輸大臣及び建設大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、踏切道緊急整備計画を公表しなければならない。

7 第一項から第三項まで及び前二項の規定は、踏切道緊急整備計画を変更しようとする場合について準用する。

(踏切道整備事業の実施計画)

第十六条 鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道緊急整備計画に即して、運輸省令、建設省令で定めるところにより、協議により、甲種指定踏切道の構造改良に関する事業の実施計画を作成し、運輸大臣及び建設大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 鉄道事業者は、踏切道緊急整備計画に即して、運輸省令で定めるところにより、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施計画を作成し、運輸大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

3 前二項の実施計画は、交通事故の態様、交通及び踏切道の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めなければならない。

4 第一項前段の規定による実施計画の提出及び第二項前段の規定による実施計画の提出は、昭和四十二年十二月三十一日までにしなければならない。

5 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣は、第一項又は第二項の実施計画が踏切道緊急整備計画に照らして適当でないと認めるときは、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者による変更を指示することができる。

6 第六条第三項の規定は、第一項に規定する道路管理者である建設大臣の権限の委任について準用する。

(踏切道整備事業の実施)

第十七条 道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、甲種指定踏切道の構造改良に関する事業を実施しなければならない。

2 鉄道事業者は、前条第二項の実施計画に従い、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業を実施しなければならない。

第十八条 道路管理者は、都道府県総合踏切道緊急構造改良計画又は指定区間内踏切道等緊急構造改良計画に従い、踏切道の構造改良に関する事業（踏切道緊急整備計画による踏切道の構造改良に関する事業として前条第一項の規定により実施すべきものを除く。）を実施しなければならない。

2 鉄道事業者は、保安設備緊急整備計画に従い、踏切道に係る保安設備の整備に関する事業（踏切道緊急整備計画による踏切道に係る保安設備の整備に関する事業として前条第二項の規定により実施すべきものを除く。）を実施しなければならない。

(鉄道事業者の協力)

第十九条 道路管理者が踏切道の構造改良に関する事業を実施する場合においては、鉄道事業者は、当該事業の実施について、道路管理者に協力しなければならない。

(踏切道改良促進法との関係)

第二十条 この法律の規定により道路管理者及び鉄道事業者が実施すべき踏切道整備事業に関し

ては、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）の規定は、適用がないものとする。

第四章 通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業の実施に関する費用

第二十一条 国は、道路管理者が市町村道である通学路について実施する交通安全施設等整備事業のうち、交通安全施設等整備事業法の規定による交通安全施設等整備事業として実施するものに要する費用については、道路法第五十六条及び交通安全施設等整備事業法第七条第三項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以上三分の二以内をその費用を負担する市町村に対して補助することができる。

(踏切道整備事業の実施に要する費用の負担)

第二十二条 この法律の規定による踏切道の構造改良に関する事業の実施に要する費用の負担については、鉄道事業者と道路管理者との協議により定める。

2 前項の費用のうち、同項の協議により道路管理者が負担すべき費用は、道路法の規定に基づき道路に関する工事について費用を負担すべき者が負担する。

3 前章の規定による踏切道に係る保安設備の整備

備に関する事業の実施に要する費用は、鉄道事業者が負担するものとする。

(踏切道の構造改良に関する事業についての補助の特例)

第二十三条 国は、前条第二項の規定により市町村が負担する費用のうち、当該市町村である道路管理者が実施する踏切道緊急整備計画による踏切道の構造改良に関する事業に要するものについては、道路法第五十六条の規定にかかわらず、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一以上三分の二以内を当該市町村に対して補助することができる。

(鉄道事業者に対する補助等)

第二十四条 国は、政令で定める鉄道事業者に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、前項の政令で定める鉄道事業者に対し、当該都道府県又は市町村の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、乙種指定踏切道に係る保安設備の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

3 運輸大臣は、この法律の規定による踏切道整備事業の実施について、鉄道事業者が必要とする資金の確保に関する措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方単独通学路交通安全施設等整備事業に対する国の財政上の措置)

第二十五条 国は、第八条の規定により都道府県公安委員会又は指定区間外の一般国道、都道府県道若しくは市町村道の道路管理者が実施する通学路に係る交通安全施設等整備事業に要する費用について、地方債その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地方単独踏切道構造改良事業に対する国の財政上の措置)

第二十六条 国は、第十八条第一項の規定により道路管理者が都道府県総合踏切道緊急構造改良計画に従って実施する踏切道の構造改良に関する事業に要する費用について、地方債その他必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五章 通学路及び踏切道に係る交通規制等

(通学路及び踏切道に係る交通規制)

第二十七条 都道府県公安委員会は、通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業の実施に即応して、通学路及び踏切道に係る交通の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

(踏切道の統合等)

第二十八条 道路管理者は、踏切道整備事業の実施に即応して、踏切道に係る交通の安全を確保するための計画的な踏切道の統合及び踏切道に

係る車両の通行制限を図るものとする。

第六章 中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会
策協議会等

(中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会)
第二十九条 総理府に、附屬機関として、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会(以下「中央協議会」という。)を置く。

2 中央協議会は、通学路及び踏切道に係る交通安全を確保するために必要な緊急措置に関する計画について審議し、及びその実施を推進するものとする。

3 中央協議会の構成員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 大蔵大臣
- 二 文部大臣
- 三 厚生大臣
- 四 運輸大臣
- 五 建設大臣
- 六 自治大臣
- 七 内閣官房長官
- 八 総理府総務長官
- 九 国家公安委員会委員長

4 中央協議会の庶務は、内閣総理大臣官房において行なう。

5 前四項に定めるもののほか、中央協議会の運営その他中央協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議

会)

第三十条 都道府県に、都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会(以下「都道府県協議会」という。)を置く。

2 都道府県協議会は、通学路及び踏切道に係る交通安全を確保するために必要な緊急措置に関する計画について審議し、及びその実施を推進するものとする。

3 都道府県協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 関係地方行政機関の長
- 二 都道府県の教育委員会の教育長
- 三 警視總監又は道府県の道府県警察本部長
- 四 都道府県の職員のうちから当該都道府県の知事が指名する者
- 五 都道府県の区域内の市町村の市町村長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 六 学識経験のある者のうちから都道府県知事が任命する者

(市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会)
第三十一条 市町村は、条例で、市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に踏切道改良促進法第三条第一項の規定により踏切道の構造改良に相当する踏切道の構造の改良の方法を定めて指定した踏切道については、この法律中踏切道の構造改良に関する規定は、適用しない。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中同和对策協議会の項の次に次のように加える。

中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会
通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法(昭和四十二年法律第百二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

理 由

最近における交通事故の発生状況にかんがみ、緊急に交通安全を確保する必要がある通学路及び踏切道について、国及び地方公共団体が一体となつて、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業及び踏切道の構造改良に関する事業をすみやかに実施すること等により、これらの通学路及び踏切道における交通事故の防止を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業に関する計画の内容によつて定まるが、約三百億円の見込みである。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。交通安全対策特別委員長山下榮二君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔山下榮二君登壇〕

○山下榮二君 ただいま議題となりました大久保武雄君外二十四名提出にかかる法律案につきまして、本特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における交通事故の発生状況にかんがみ、緊急に交通安全を確保する必要がある通学路及び踏切道につきまして、昭和四十二年及び昭和四十三年度の二カ年間に於いて、国及び地方公共団体が一体となつて、総合的な計画のもとに、通学路にかかる交通安全施設等整備事業及び踏切道の構造改良に関する事業を実施すること等により、通学路及び踏切道における交通事故防止の徹底をはかりとするものであります。

そのおもな内容は、
第一に、通学路につきましては、現行の交通安全施設等整備事業三カ年計画を変更し、昭和四十二年及び昭和四十三年度の二カ年間に於いて、

通学路にかかる交通安全施設等整備事業を実施することとしたしておりますが、その変更のための計画の案は、市町村、都道府県及び国のそれぞれの段階において順次作成しなければならないこととしたしております。

なお、これらの諸計画のすみやかな策定及び実施をはかるため、計画の提出等につきまして、それぞれ期限を定めております。

第二に、踏切道につきましては、道路管理者及び鉄道事業者は、昭和四十二年度及び昭和四十三年度の二カ年間において、この法律の規定に基づき、踏切道整備事業を実施することとしたしておりますが、当該事業にかかる計画につきましては、通学路における場合と同様に、順次段階ごとに作成しなければならないこととしたしておりますのでございます。

なお、計画の提出期限等につきましても同様の定めをいたしております。

第三に、国は、市町村が実施する通学路及び踏切道整備事業に要する費用について、二分の一以上、三分の二以内を補助することができることとしたしております。

なおまた、踏切道整備事業にかかる費用の負担、鉄道事業者に対する補助等及び地方単独事業に対する国の財政上の措置について定めております。

第四に、都道府県公安委員会及び道路管理者は、通学路及び踏切道について、これらの事業の

実施に即応し、計画的な交通規制の実施、踏切道の統合等をはかることとしたしております。

第五に、これらの事業に関する計画を策定する等のため、必要な国及び地方公共団体の組織について定めることとしたしております。

その他本法施行に伴う諸要の経過措置等を定めております。

本案は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかるもので、七月六日本委員会に付託され、同日、提出者を代表して古川丈吉君から提案理由の説明を聴取し、質疑を終了した後、内閣より意見を聴取し、討論もなく、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもちまして原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部

を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第五、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、日程第六、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年三月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「二十七万六千五百十人」を

「二十八万八千四百一十人」に、「二十七万三千百

二十三人」を「二十七万七千四百五十四人」に改

め、同条第二項中「十七万七千五百人」を「十七万

三千人」に、「三万四千九百六十三人」を「三万六

千五百九十一人」に、「三万九千五百五十三人」

を「四万七千三百三人」に、「二十四万六千九十四人」

を「二十五万三千七百二十二人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二(見出しを含む)中「教育航空集団司令」を「教育航空集団司令部」に改める。

第六十六条第二項中「二万四千人」を「三万人」に改める。

別表第三中「中部航空方面隊司令部」を「埼玉県入間郡武蔵町」を「中部航空方面隊司令部」入間市に、「第七航空団司令部」を「埼玉県入間郡武蔵町」を「第七航空団司令部」茨城県東茨城郡小川町に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁の職員の数員を改めるとともに、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、予備自衛官の員数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年七月十日 衆議院會議録第三十六号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外一案

九六八

内閣総理大臣 佐藤 榮作

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項中「千円」を「千五百円」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

理 由

予備自衛官手当の月額を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（石井光次郎君） 委員長の報告を求めます。内閣委員長關谷勝利君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔關谷勝利君登壇〕

○關谷勝利君 ただいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、陸海空を通じて自衛官を合計四千二百七

十八人、自衛官以外の職員を五十三人、予備自衛官を六千人、それぞれ増員することとするほか、第七航空団司令部を埼玉県の入間基地から茨城県の百里基地に移すこと等を内容とするもので、六月九日本会議において趣旨説明が行なわれ、同日本委員会に付託、六月十三日に提案理由の説明を聴取したのであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、予備自衛官手当の月額を五百円増額して千五百円に改めようとするもので、三月二十九日本委員会に付託、五月九日提案理由の説明を聴取したのであります。

右二法案は、六月二十九日より一括議題として質疑に入り、慎重審議を行ない、七月六日採決の結果、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本日、二法案に関して発言があり、日本社会党、民主社会党及び公明党の各党委員より意見表明が行なわれましたことを申し添えておきます。以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（石井光次郎君） 両案中、日程第五につき討論の通告があります。順次これを許します。橋崎弥之助君。

〔橋崎弥之助君登壇〕

○橋崎弥之助君 ただいま議題になりましたいわゆる防衛関係二法案に対して、私は、日本社

会党を代表し、反対の討論をいたしたいと存じます。（拍手）

まず、反対の基本的理由は、何としてもわが党がかねてより主張しておりますとおり、自衛隊の存在そのものが違憲であるからであります。しかし、わが党といえども、自衛隊が現実に存在している事実を否定するものではありません。したがって、自衛隊をいかに解消していくかについては、実現可能な条件とそのプログラムとをすでに国民の前に明らかにしているところであります。

第一、わが国の平和と安全が、まぼろしの脅威に対する軍事的対応だけで確保されるという発想そのものが、すでに現実的な意義を失いつつあるのであります。（拍手）

以下、私は若干その点に触れてみたいと思えます。

昭和三十三年五月二十日付国防会議決定の国防の基本方針の中におきましても、また本年から始まる三次防の文言の中におきましても出てまいっておるのでありますが、自民党内閣は、国防の基に日米安保体制を置いているのであります。すなわち、自衛隊は自前でわが国の平和と安全を防衛するのではなくして、日米安保体制のもとで、アメリカの戦略体系の中に組み込まれて初めてわが国の防衛ができるという仕組みになっておるのであります。

昨年、安保論争が国会で蒸し返されましたときに、外務省もまたそのことを裏づける見解を出し

ました。次のように言っておるのであります。日本は安保条約第五条によって、アメリカの核戦力が、日本に対する核攻撃を未然に防止するため、主たる抑止力をなしていると言っております。さらに、安保条約第六条によって日本は米軍に基地を提供しているけれども、日本にある米軍基地への武力攻撃を行なおうとする国は、安保条約第五条によって、日本の防衛に当たる米軍との間の武力衝突を覚悟しなければならない。対米戦争の危険をおかしてまで対日武力攻撃を行なうことは、実際問題としてほとんど考えられないことである。以上のように言っておるのであります。

すでにお気づきのとおり、ここにおいてはベトナム戦争に対する認識と経験とがあまりに忘れ去られておるのであります。なぜなら、現にベトナムの人民はアメリカの武力侵略に対して勇敢に戦っているではありませんか。しかも、国会審議を通じてすでに明らかになりましたように、このベトナム戦争に対して、日本は進んで安保条約の適用を許しております。そのことによって、日本はみずから中立的立場を放棄し、侵略のための基地を提供しております。さらに、その特需に依り、LST日本人乗組員をあっせんするなど、役務を提供するだけでなく、お金と引きかえに大学と企業の中から学者と技術者と施設とを供出して、アメリカの軍事科学技術の下請機関となり、あまつさえ国家の最高機密であるべき最新のデータを盛り込んだ軍用地図を提供するなど、わが国

の政治、経済、学術、技術のすべてをあげてベトナムに対するアメリカの侵略に奉仕しておるのではありません。(拍手)

このような形の中で、アメリカの武力侵略を受けておる国が、その侵略基地である日本の軍事基地を攻撃しないというのは一体なぜでありましょうか。すでにアメリカ軍と戦争をしている国とその人民が、あらためてアメリカ軍と武力衝突することをおそれるわけがありません。それでも彼らがそのことをしないのは、おそらくその力が許さず、またその効果に慎重であるからであると思うのであります。しかしながら、その能力があり、一たんその効果を見込むことができるようになれば、自国への侵略に利用されておる日本の基地を攻撃しないという保証はどこにもありません。私は、昨年八月、空襲下のハノイに入り、ホーチミンその他の北ベトナム政府の要人たちに会ってそのことを身をもって感じてまいったのであります。

かくして、現実にはいまエスカレートしておるベトナム戦争、あるいは同様な形で起こるかもしれないさらに大きな戦争の場合に、日米安保条約のもとで、日本にはたして一体何が起るであろうか。この想定を佐藤内閣が全く考えていないと私が指摘するゆえんのは、以上のような理由からであります。それは一つの不幸な見通しであるかもしれません。あるいはまた思い過ごしであるかもしれません。しかし、それは決して架空の見

通しでないことだけは断言できると思います。

現在の南ベトナムの事態を見ますと、アメリカ軍が地域の安全保障をするということは、すなわちアメリカ軍が欲する限り、果てしなく戦争を続けるということにはほかならないではありませんか。人民がいかに戦争に苦しみうと、戦争に反対しようと、全く意に介しないばかりか、その国の政府でさえ、自分に都合の悪いものは、次から次へかいらいを入れかえていくという事実を、私たちはいふ見えてまいりました。かつての韓国がそうでありました。そしてまた、今日の南ベトナムがそうであります。

このような経験と教訓は、アメリカと相互安全保障条約関係にある限り、どこにでも起こり得ると思えねばなりません。起こり得べき脅威の備えとなるものが日米安保体制と自衛隊ではなくて、むしろ逆に脅威を起し得べきものになっているものこそ、日米安保体制であり自衛隊であるという認識を、ベトナム戦争の経験は具体的に日本国民に教えておるのであります。

それでもなお、佐藤総理は南ベトナムへ激励に行くというのであります。もしも、佐藤総理が真剣にアジア問題へのアジア的アプローチを考えておられるのなら、南ベトナム民族解放戦線はまさに民族独立運動であり、国連憲章が保障している民族自決の精神にのっとり、ベトナムはベトナム人にまかせることが一番自然であるという認識を前提とすることが必要ではないでしょうか。中国

問題もまたしかりであります。アジアの独立国家がすでに認め、フランスのドゴールさえいふそれを知るに至っておるこの種の認識にさからって、朝鮮については南北分断を固定化する日韓条約を強行してソウルを訪問し、中国貿易については、台湾の介入を許して台北を訪れようとし、ベトナムについてはアメリカの言いなりになってサイゴンに足を踏み入れるようでは、アジアにおける独自の平和外交というものはとうてい望むべくもありません。(拍手)

かくして、防衛庁は、三次防においてもひたすら軍事力の拡大強化のみを求めておるのであります。一体、それによつてどのような形の戦争を夢みているのでありましょうか。そうして、どのような安全な国民に約束しようとしているのでありましょうか。いま自衛隊が、起こり得べき脅威に対処しようというまぼろしの戦略は、まさに本土を決戦場とする苛烈な戦争を夢みているのであります。

三次防から四次防、四次防から五次防へと際限なく強化されていく軍事力が、国民の被害を増しこそすれ、本来の意味における安全を保障するなどということは絶対にできるものではありません。そのことを認識することのできない自衛力や防衛計画は、日本国民の犠牲によってアメリカの安全に奉仕するだけの意味しかないことになりま

す。(拍手)

昭和四十二年七月十日 衆議院会議録第三十六号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外一案

九六九

て、まさに長期の展望を持つ平和計画でなければなりません。(拍手)そのことの認識が国民の間に潜在的にあるからこそ、自衛隊の自力募集は思うにまかせず、定員は不足し、結局徴兵制度を思わせるような適格者名簿作成による組織募集を市町村に強要するという違憲行為をあえてせざるを得ない羽目におちいつているではありませんか。(拍手)

しかし、ただ一つだけ内閣委員会における審議を通じ、私たちが支持を表明したいものがあります。それは、わが党の山本弥之助委員並びに山内広委員の関連質問に対して、増田防衛庁長官は、以下のようにはっきり答弁しておるのであります。すなわち、核装備の国内持ち込みは憲法に違反する、こう明確に答弁されました。さらにもう一つ、日本はベトナム戦争に対して中立的立場である、このように明確に答弁されました。この答弁は、従来の政府の態度と明確に相違するものでありまして、私どもは、この長官の見解を支持したいと思ひます。(拍手)

以上、「死んでいった者は黙して語らざるがゆえに、生き残った者は何をなすべきか」この戦没学徒出陣の若者たちが残していった命題にいまこそ真剣にこたえる意味におきまして、国民の代表たる同僚の皆さんの良心と良識にお訴えを申し上げまして、反対討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 橋口隆君。

〔橋口隆君登壇〕

○橋口隆君 私は、自由民主党を代表いたしましたので、ただいま議題になっております防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対して、賛成の意見を表明せんとするものであります。

(拍手)

いまさら申し上げるまでもなく、国際平和の維持は人類共通の念願であります。特に惨たんたる戦争の惨禍を経験したわが国民は、他のいかなる国民にも増して強く世界の平和を望んでいるのであります。それにもかかわらず、遺憾なことに、第二次大戦以後今日に至るまで、幾多の戦争や紛争が繰り返されているのであります。そして、このような事態に対処するために、世界の独立国は、大小、強弱の差こそあれ、いずれも国防軍を持つて祖国の平和と安全を守っているというのが国際社会の現実の姿であります。たとえば、永世中立国といわれるスイスですら、二日間では七十万人を動員できる防衛体制を持ち、また、平和的中立を標榜しているスウェーデンも、戦時には七十五万人を動員できるといふ防衛力を備えているのであります。

このような現実に対処して、わが国が必要最小限度の自衛力を持つことは、独立国家として存立するための当然の権利であります。(拍手)不当な侵略から国土と国民の安全を守るためには、むしろ絶対に必要欠くべからざる正当防衛の義務であるとするべきであります。

現在の国際情勢を見ますと、いま直ちに全面的な戦争は起こらないとしても、幾多の局地紛争が続発しているものであります。すでに久しく戦火の続いているベトナム戦争は、残念ながらにわかには解決の見通しが立たない状態であり、さらに中東方面におきましては、去る六月上旬、アラブ連合とイスラエルの対立が戦闘行為にまで発展し、幸いにして短時日のうちに停戦を迎えたといふものの、その後たびたび交戦事件が発生し、この戦乱の解決にはなお幾多の困難が予想されているのであります。また、中共では、先般水爆の実験に成功し、核戦力保有への努力が積極的に進められており、近隣諸国に大きな不安と危惧の念を与えているのであります。このように、依然として国際情勢は、特にわが国に近接しているアジア大陸周辺を中心として、複雑な激しい流動を続けております。

このような国際情勢の現実をながめるとき、これに対応するわが国の国防のあり方は、世界の戦火を静めるため平和機構たる国連活動を積極的に支持するとともに、近隣諸国との外交関係を緊密にして、国際紛争に巻き込まれないようにすることが最も肝要であります。同時に、志を同じくする自由主義国家との安全保障体制のもとに核戦争の勃発を抑制し、不当な侵略に対しては屈することなく、断固わが国の安全を擁護することが最も必要であります。(拍手)

このために、わが国は四十二年度から第三次防

衛力整備計画を中心として、自衛力の強化につとめんとしておるのであります。

わが国の防衛費について申し上げますと、一般会計歳出予算の中に占める比率は、今年度約七・七％であり、この比率は最近減少または横ばいの傾向にあることは統計の示すとおりであります。また、これを海外諸国と比較してみれば、はるかに低い水準にあるものと断じて差しつかえありません。すなわち、国民総生産における比率をとってみれば、わが国の〇・九七％に対し、アメリカ八％、イギリス六・八％、西ドイツ五・七％であり、また高度の福祉国家といわれているスウェーデンでさえ四・六％を占めているのであります。他国に比べて、国民経済と国民生活を著しく圧迫するものではありません。

ただいま提案されている法律案は、このような背景のもとに提出されているものであります。その内容は、防衛庁の任務遂行の円滑をはかるため、その職員の定員を改めるとともに、自衛隊の任務遂行の充実を期するため、予備自衛官の員数を改めるなどの条項を含んでおります。この法案は、御承知のように、四十年、四十一年と相次いで廃案となり、そのために部隊の整備や人事管理等に多大の支障を来しているものであり、現在必要にして最低限度の要求を繰り込んでいけるものであります。

要するに、この法案は、国防の基本方針に従つて、国力に応ずる自衛力の充実と国情に沿つたそ

の効率的な使用を意図するものでありまして、これはまさにわが国の現下の要請に沿うものであると確信をいたします。(拍手)

もちろん、わが国の防衛はひとり自衛隊のみがその任に当たることによって全うされるものではありません。今日防衛の問題は、緊迫した国際情勢のもとで貴重な民衆の生命と財産の安全を守らなければならぬというきわめて身近な国民的課題であります。そのためには国民一人一人が国防の現状と将来に対して正しい認識と理解を深め、自分の国は自分の力で守り抜くという国民的共感を高めることが最も肝要であります。(拍手)

同時に、私は政府に対して要望いたします。今日不遇な立場に置かれている自衛隊の隊員の処遇を改善するとともに、数々の問題をはらんでいる基地市町村とその住民に対して万全の処置を講じられたいのであります。

また、最近の中東戦争をはじめ、各地域の情勢に関連して、国民ひとしく懸念しておるところであります。石油、食糧等の重要物資の確保、あるいは海上交通の安全等については、かねてから十分の対策を講じ、わが国の経済発展と国民生活にいささかの不安も与えないよう内政上の諸施策を強力に推進されんことを深く期待するものであります。(拍手)

なお、最後に、重ねて申し上げます。わが自由民主党は、あくまでもわが国の安全と平和を強く希求するものであります。たとえ海外においてい

かなる不測の事態が起きようとも、その紛争に巻き込まれないよう、引き続き一その外交努力を傾注していただきたいのであります。

以上、私は、政府がわが国の防衛のため、今後想定されるあらゆる事態に対処して、万全の措置を講じられるよう強く要望いたしまして、ここに本法案の成立に賛意を表明するものであります。

(拍手)

○議長(石井光次郎君) 吉田泰造君。

〔吉田泰造君登壇〕

○吉田泰造君 私は、民主社会党を代表して、ただいま上程されました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

まず、私が上述の防衛法案に反対する根本の理由は、このような具体策決定の前提である、わが国安全保障の基本姿勢に対する政府の態度が全く不明確であることであります。すなわち、根なし草の防衛計画がこのたびの防衛法案であります。

政府は、これまで第二次防衛計画、第三次防衛計画と、次々に防衛計画を立案、策定してまいりましたが、その根本となるわが国安全保障をいかなる諸原則にのっとって全うするかについては、これまで何ら明らかにしてこなかったものであります。今回の防衛法案、またしかりであります。われわれは、個々の具体的施策を決定するに先立つて、安全保障に關する次の五つの原則を、政府が国民の前に確認することが必要だと考えるもので

あります。

その第一は、わが国の安全保障は、まずわが国の固有の権利と責任において確保するという自主防衛体制を確立し、この点に關する国民的合意を確立すること、その第二は、わが国の憲法は不当な外敵の侵略についてはこれを排除する立場をとっていることを確認すること、その第三は、防衛体制を確立するにあたっては、各面でシビリアンコントロールの原則を貫くべきこと、その第四は、現在の自衛隊については平和主義の立場に徹し、質的機能整備の方向に再編すること、その第五は、現在の国防会議を発展的に解消し、国家安全保障會議を設置するとともに、国会の中に防衛に關する委員會を設置して、シビリアンコントロールの具体化をはかること、以上の五点がそれでありま。

しかるに、今回の法案提案にあたって、政府はそれらの諸原則について、国民の前に政府の立場を何ら明らかにしていないのであります。つまり基本方針なしの具体策が今回の法案であります。以下、具体的に反対の理由を明らかにしたいと思います。

本法案に反対する第一の理由は、この種防衛施策の策定にあたって、政府は国民に対してその合意を得る努力を全く放棄していることでありま。

言うまでもなく、自主防衛体制確立の最大の要素は、その防衛体制が国民の意思と力によつてさ

させられる体制を確立することでありま。

いかなる近代兵器も部隊編成も、国民の意思に基づかざるものは、真の力とはなり得ません。今日までの政府の態度を見ると、自主防衛の所信を率直に国民に披瀝し、国民合意の上に自主防衛体制を確立する努力は全くなかったといつても過言ではありません。(拍手)政府の態度は、常になくずし的に既成事実を積み重ねることによつて国民の反対を押し切り、無方針に防衛力増強を続けてきたといわざるを得ません。すなわち、政府は、国家の防衛は国民の意思と決意に根ざすという基本を忘れ、いたずらに他国の要請に従つて軍事力の増強をはかろうとする姿勢にしか受け取られないのであります。この結果、今日の自衛隊は全く国民の意思から浮き上がりつつあります。その具体的あらわれが欠員の慢性化であります。すなわち、自衛隊の充足率は今日九一％にすぎず、また、最近の自衛官募集の際の応募率も、依然として低迷していることは周知のとおりであります。

このような現状で、どうしてわが国防衛力の質的向上をはかることができるでございましょう。

反対の第二の理由は、提案されている防衛の具体的施策と日米安保の關係が全く不明確であることでありま。

今日、世界の近代国家が、自主防衛プラス集団安全保障という形でみずからの安全保障を確立していることは周知の事実であります。つまり、世界の安全保障の形は、自主防衛を基本としている

にもかかわらず、わが国戦後二十年の防衛は、日米安保プラス自主防衛という形がとられてきたのであります。

ここに、わが国防衛体制の本末転倒があるといわねばなりません。したがって、まず、今日、日米安保の位置づけをどうするか、この点を政府はまず国民の前に明らかにすべきであります。現に、いわゆる一九七〇年の政治危機は、この日米安保を中心課題とする情勢にあることは周知のとおりであります。しかるに、この重大課題である日米安保について、政府の方針は不統一をきわめ、この問題に対する国論統一の努力が行なわれていないことは全く遺憾であります。(拍手)

今回の防衛法案に基づく自衛力の増強も、日米安保に対する位置づけが不明確なまま行なわれることは、無責任もはなはだしといわなければなりません。

その第三は、核の問題に対する政府の態度の不明確さであります。

戦後の米ソの核独占時代は、世界を東西に二分して、二つの核のかさのいずれかの系列に入ることとを余儀なくしたのでありますが、米ソは、その後、第二撃力を持つに及んで、平和共存を助長しつつ、米ソ優先の世界政策に転じたのであります。しかし、この不安と不満にささえられて、英国、フランス、中国などがみずから核を保有して米ソからの離脱を試み、ついに今日の多核時代に進展して、各国は、いずれも他国への追従を排し

て、国家的自主性回復の時代に入らうとしております。しかも、今後は、西ドイツやわが国などは、潜在的核保有能力国として、非武装を貫くために、非核クラブを形づくって、核保有国に対して強く核軍縮を求めなければなりません。他方、核の持つ戦争抑止力の機能特定国から超国家的なものに変えて、名実ともに、完全な国連による安全保障に持ち込むべきであります。にもかかわらず、わが国政府は旧態依然としてアメリカの核のかさにとどまることに甘んじ、むしろ、世界最強の核のかさにあることにひとり満足していることき態度は、進歩と平和を希求する基本的態度を喪失したものと批判せざるを得ないのであります。

(拍手)

その第四は、今回の防衛計画並びに定員増加が全く無計画に行なわれている点であり、特に、今後の戦略、戦術の急速な変化に対応して、わが国の防衛を具体的にどうしようとするのか、全く判然としないことであります。

わが国憲法のためまえよりして、わが国の自衛隊は、あくまで、自国防衛のみに専念すべきであって、いやくも他国を侵す軍力を持つべきでないことは言うまでもありません。しかれば、なぜこれ以上の陸上の強化が必要なのであるか、むしろ、島国であるわが国の防衛を全うするために、何か一つに集中すべきではないかという国民の疑問にこたえずして、政府は、第三次防に奔命しているといわなければなりません。

要するに、政府は、依然として他国の軍隊に模倣する自衛隊増強の方針から一歩も出ず、しかも、最終的には常にアメリカ依存の他方本願的態度を持ち続けて、ために、日米安保のゆがんだ現状から離脱できず、量より質への転換を断行し得ず、防衛白書は出されようともせず、ついには、国民合意の防衛体制の確立をいよいよ遠ざける結果を招いているといわなければなりません。

よって、わが党は、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に強く反対であることを表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 鈴切康雄君。

(鈴切康雄君登壇)

○鈴切康雄君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となっております防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行なうものであります。(拍手)

世界の平和と安全を確保し、すべての人類が社会の繁栄を享受し、幸福な生活を営むために、正しい世界秩序を確立し、平和な理想社会の建設を願わない者はないのであります。

しかし、今日の国際情勢を見ますと、まことに遺憾なことではあります。中東紛争はいまだ完全な解決を見ず、また、悲惨なベトナム紛争は、いつ果てるとも知れない状況であります。さらに中共の水爆実験等の成功、米軍の極東戦略体制の強化などにより、極東の緊張緩和への道は、けだし遠いものといわねばなりません。世界は核の多

極化という傾向を示し、依然として国際情勢は複雑化し、なお流動を続けておる状態でありま

す。このような事態に対処するためには、まず何と

いっても自主、平和の外交方針の確立と、アジアの平和の確保こそ、きわめて重要といわざるを得ないのであります。しかるに、政府・自民党の国防に対する基本的姿勢は、第三次防衛力整備計画にも明らかなように、日米安保体制の強化と、わが国の軍力の増強という形のみで、これに対処しようとしているのであります。恒久的な世界平和を確立するためには、こうした地域的安全保障体制にかわって国連を強化し、世界安全保障体制を確立するとともに、軍縮達成に努力を払わねばなりません。人類破壊の危機を内蔵する現在の世界情勢から見て、世界の人類は運命共同体であるという自覚と責任を持って、イデオロギーを越え、この問題に対処せねばなりません。

このような観点から、私どもは、真の安全保障は、広く国民の国防に対する正しい認識と理解の上に立つものでなければ、幾ら武力を増強しても、これは、ほんとうの効率的な安全保障にはならないと思ふのであります。さらに、安全保障力に対しては、直接、間接に国を保障し得る総合力の充実を重視すべきであって、それは外交、国民の意欲、経済力、政治の安定などの諸条件から構成されるべきものであり、いたずらに軍力増強に固執することは、百害あって一利なしと思ふ

ものであります。したがって、そのいたずらな増強は慎むべきであり、むしろ、わが国の防衛は、アジアの緊張緩和のためのあらゆる方策を積み重ね、アジアの平和維持によって確保されるべきであり、軍力の増強に偏重することは、きわめて危険であるといわねばなりません。この方策とは、経済援助、文化交流、技術援助を主体とするアジア外交であり、中共の国連加盟の促進であります。

このような安全保障に対するわが党の立場から第三次防衛力整備計画を見ると、その裏づけとして一体何次に到達するための三次防であるかの長期防衛構想の基本すら、何ら国民の前に明らかにされておらないのであります。政府は、昭和四十六年にわたる五カ年に約二兆三千数百億円という膨大な国防費を計上しながら、国民に対して納得のいくような説明すらなされていないのが現実であります。これについても国民的合意形成への誠意が全く認められないのであります。また、二万名にも及ぶ隊員の欠員をかかえながらさらに定員を増加しようとしておりますが、これは過去の充足率の状況から見て、私どもの理解のできない点であります。真に、国民的基盤の上に立ち、国民と密着し、国民と一体感をなす国民の自衛隊としての努力が払われていないのであります。さらに重要なことは、シベリアンコントロールについてであります。政府は口を開けばシベリアンコントロールについては万全を期しているがこ

とき発言をいたしております。なるほど一応体制だけはでき上がっておりますが、その実体は一々申し上げませんけれども、まことに寒心にたえない実情にあることを憂えるものであります。この点についての政府の配慮がきわめて不十分であると痛感いたすものであります。

以上が防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対するわが党の反対の理由であります。

わが党は、政府に対し、以上の見地から、この防衛問題に対する根本的な姿勢を再検討することを求め、ここに公明党を代表して私の反対の討論を終了する次第であります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 氏名点検を命じます。

〔参事氏名を点検〕

〔各員投票〕

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開扉。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(石井光次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百五十七

可とする者(白票)

二百二十

〔拍手〕

否とする者(青票)

百三十七

〔拍手〕

○議長(石井光次郎君) 右の結果、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
愛知 揆一君	青木 正久君
赤城 宗徳君	赤澤 正道君
秋田 大助君	天野 公義君
天野 光晴君	荒木萬壽夫君
荒松清十郎君	有田 喜一君
井出 一太郎君	井原 岸高君
伊藤宗一郎君	伊能繁次郎君

池田 清志君	池田正之輔君
稻村左近四郎君	宇野 宗佑君
植木庚子郎君	白井 莊一君
内田 常雄君	内海 英男君
浦野 幸男君	江崎 真澄君
遠藤 三郎君	小笠 公昭君
小川 半次君	小川 平二君
小澤 太郎君	小沢 辰男君
小淵 恵三君	大石 八治君
大石 武一君	大坪 保雄君
大橋 武夫君	大平 正芳君
大村 襄治君	岡崎 英城君
岡本 茂君	加藤常太郎君
加藤 六月君	鹿野 彦吉君
賀屋 興宣君	鍛冶 良作君
海部 俊樹君	桂木 鉄夫君
金子 一平君	金子 岩三君
上林山榮吉君	龜岡 高夫君
龜山 孝一君	飯谷 忠男君
川島正次郎君	川野 芳満君
菅 太郎君	木野 晴夫君
木部 佳昭君	木村 武雄君
木村 俊夫君	岸 信介君
北澤 直吉君	吉川 久衛君
久野 忠治君	久保田次君
久保田藤磨君	草野 一郎平君
熊谷 義雄君	倉成 正君
藏内 修治君	小泉 純也君

小平 久雄君	小峯 柳多君
小宮山重四郎君	小山 長規君
小山 省二君	河野 洋平君
河本 敏夫君	佐々木秀世君
佐々木義武君	佐藤 榮作君
佐藤 孝行君	佐藤 文生君
齋藤 邦吉君	齋藤 憲三君
坂田 英一君	坂田 道太君
坂本三十次君	櫻内 義雄君
笹山茂太郎君	四宮 久吉君
志賀健次郎君	椎名悦三郎君
塩川正十郎君	重政 誠之君
篠田 弘作君	澁谷 直藏君
島村 一郎君	正示啓次郎君
進藤 一馬君	周東 英雄君
菅波 茂君	鈴木 善幸君
砂原 格君	瀬戸山三男君
關谷 勝利君	田川 誠一君
田澤 吉郎君	田中 榮一君
田中 角榮君	田中 龍夫君
田中 六助君	田村 元君
田村 良平君	高橋 英吉君
高橋清一郎君	高見 三郎君
竹内 黎一君	竹下 登君
谷川 和穂君	千葉 三郎君
地崎宇三郎君	中馬 辰猪君
塚田 徹君	塚原 俊郎君
辻 寛一君	坪川 信三君

渡海元三郎君	登坂重次郎君	前尾繁三郎君	益谷 秀次君	加藤 万吉君	勝澤 芳雄君	堀 昌雄君	三宅 正一君
床次 徳二君	内藤 隆君	増岡 博之君	増田甲子七君	金丸 徳重君	神近 市子君	美濃 政市君	武藤 山治君
中尾 栄一君	中垣 國男君	松浦周太郎君	松澤 雄蔵君	唐橋 東君	川崎 寛治君	村山 喜一君	森本 靖君
中川 一郎君	中野 四郎君	松野 頼三君	三池 信君	川村 継義君	河野 正君	八百板 正君	八木 一男君
中村 梅吉君	中村 寅太君	三木 武夫君	三ツ林弥太郎君	木原津與志君	久保 三郎君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君
中村庸一郎君	永田 亮一君	三原 朝雄君	箕輪 登君	久保田鶴松君	栗林 三郎君	柳田 秀一君	山内 広君
永山 忠則君	灘尾 弘吉君	水野 清君	渡 徹郎君	小松 幹君	兒玉 末男君	山中 吾郎君	山花 秀雄君
丹羽 久章君	丹羽喬四郎君	武藤 嘉文君	村上 勇君	後藤 俊男君	河野 密君	山本 幸一君	山本 政弘君
丹羽 兵助君	西岡 武夫君	毛利 松平君	栗山 秀君	神門至馬夫君	佐々栄三郎君	山本弥之助君	米田 東吾君
西村 直己君	根本龍太郎君	森 清君	森下 國雄君	佐々木更三君	佐々栄三郎君	依田 圭五君	横山 利秋君
野田 卯一君	野田 武夫君	森田重次郎君	森山 欽司君	佐野 進君	佐藤觀次郎君	渡辺 惣蔵君	渡辺 芳男君
野原 正勝君	野呂 恭一君	八木 徹雄君	山口喜久一郎君	島上善五郎君	柴田 健治君	麻生 良方君	池田 禎治君
羽田武嗣郎君	葉梨 信行君	山口 敏夫君	山口 巖君	東海林 稔君	田邊 誠君	稻富 稔人君	受田 新吉君
馬場 元治君	橋口 隆君	山下 元利君	山田 久就君	多賀谷眞稔君	高田 富之君	春日 一幸君	神田 大作君
橋本登美三郎君	橋本龍太郎君	山中 貞則君	山村新治郎君	武部 文君	楢 兼次郎君	小平 忠君	佐々木良作君
長谷川四郎君	長谷川 峻君	和爾俊二郎君	渡辺 栄一君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君	曾根 益君	田畑 金光君
八田 貞義君	濱野 清吾君	渡辺 肇君	渡辺美智雄君	内藤 良平君	中井徳次郎君	竹本 孫一君	塚本 三郎君
原 健三郎君	原田 憲君	安宅 常彦君	阿部 昭吾君	中澤 茂一君	中嶋 英夫君	中村 時雄君	西村 榮一君
広川シズエ君	廣瀬 正雄君	福家 俊一君	赤路 友蔵君	中谷 鉄也君	中村 重光君	門司 亮君	本島百合子君
福田 勉一君	福田 篤泰君	阿部 助哉君	井岡 大治君	永井勝次郎君	橋崎弥之助君	山下 榮二君	吉田 泰造君
福田 勉一君	藤井 勝志君	淡谷 悠蔵君	石田 宥全君	成田 知巳君	西風 勲君	吉田 之久君	和田 耕作君
藤田 一君	藤井 勝志君	井上 普方君	石田 宥全君	西宮 弘君	野口 忠夫君	有島 重武君	伊藤惣助丸君
藤枝 泉介君	藤尾 正行君	石野 久男君	坂川 正吾君	野間千代三君	芳賀 貢君	小川新一郎君	大野 潔君
藤田 義光君	藤波 孝生君	稻村 隆一君	江田 三郎君	長谷川正三君	細 和君	近江巳記夫君	小濱 新次君
藤本 孝雄君	船田 中君	枝村 要作君	小川 三男君	華山 親義君	平林 剛君	鈴切 康雄君	田中 昭二君
古井 喜實君	古川 丈吉君	大出 俊君	太田 一夫君	華山 親義君	広沢 賢一君	竹入 義勝君	樋上 新一君
古屋 亨君	保利 茂君	岡田 春夫君	岡本 隆一君	平等 文成君	古川 喜一君	伏木 和雄君	正木 良明君
坊 秀男君	細田 吉蔵君	加藤 勘十君	加藤 清二君	広瀬 秀吉君	細谷 治嘉君	松本 忠助君	矢野 均也君
				穂積 七郎君			

否とする議員の氏名

渡部 一郎君 川上 貫一君
田代 文久君 谷口善太郎君
林 百郎君

○議長(石井光次郎君) 次に、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

出席国務大臣

郵政大臣 小林 武治君
国務大臣 塚原 俊郎君
国務大臣 二階堂 進君
国務大臣 増田甲子七君

出席政府委員

郵政省簡易保険局長 武田 功君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

運輸省設置法の一部を改正する法律

(議決通知)

一、去る六日、久保田事務総長から宮坂参議院事務総長及び中山裁判官訴追委員会委員長職務代行者宛、本院は裁判官訴追委員清瀬一郎君死去につきその補欠として南條徳男君を選任した旨通知した。

(指名通知)

一、去る六日、本院は東北開発審議会委員に衆議院議員入田貞義君を指名した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、去る七日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

通商産業省貿易振興局長事務代理 高橋 淑郎

(政府委員任命)

一、去る七日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、七日議長において承認した高橋淑郎を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る七日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、同日(通商産業省貿易振興局長)今村昇の第

五十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(議席変更)

一、去る六日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

四一

春日 一幸君

八二

池田 禎治君

一、去る七日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

四一

永江 一夫君

八三

春日 一幸君

(常任委員解任)

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した

内閣委員

赤城 宗徳君

荒松清十郎君

高橋清一郎君

稻村 隆一君

米内山義一郎君

淡谷 悠蔵君

小川 三男君

法務委員

下平 正一君

松前 重義君

三宅 正一君

神門至馬夫君

中谷 鉄也君

細谷 治嘉君

外務委員

青木 正久君

山口 敏夫君

井村 重雄君

中曾根康弘君

文教委員

竹下 登君

三ッ林弥太郎君

唐橋 東君

上林山榮吉君

栗林 三郎君

社会労働委員

井村 重雄君

福永 一臣君

淡谷 悠蔵君

青木 正久君

山村新治郎君

稻村 隆一君

農林水産委員

栗林 三郎君

實川 清之君

唐橋 東君

芳賀 貢君

商工委員

中谷 鉄也君

下平 正一君

運輸委員

山村新治郎君

小川 三男君

神門至馬夫君

福永 一臣君

松前 重義君

米内山義一郎君

通信委員

上林山榮吉君

四宮 久吉君

中曾根康弘君

三ッ林弥太郎君

山口 敏夫君

渡辺 肇君

建設委員

勝澤 芳雄君

三宅 正一君

予算委員

芳賀 貢君

實川 清之君

(常任委員補欠選任)

一、去る六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

橋口 隆君

三ッ林弥太郎君

昭和四十二年七月十日 衆議院會議録第三十六号 朗読を省略した議長の報告

青木 正久君	淡谷 悠蔵君	三ツ林弥太郎君	渡辺 肇君	山口 鶴男君	只松 祐治君	(議案提出) 一、去る六日、議員から提出した議案は次の通りである。 昭和四十二年度産米価決定に関する決議案(山花秀雄君外七名提出) 一、去る七日、議員から提出した議案は次の通りである。 在外財産基金法案(植木庚子郎君外六名提出) (議案付託) 一、去る六日、委員会に付託された議案は次の通りである。 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案(内閣提出第一四六号) 沖繩県における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案(川崎寛治君外九名提出、衆法第三一三号) 沖繩問題等に関する特別委員会 付託 通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案(大久保武雄君外二十四名提出、衆法第三八号) 交通安全対策特別委員会 付託 一、去る八日、委員会に付託された議案は次の通りである。 国有林野の活用に関する法律案(内閣提出第一四七号) 農林水産委員会 付託
小川 三男君	稻村 隆一君	中會根康弘君	上林山榮吉君	四宮 久吉君		
米内山義一郎君		建設委員 三宅 正一君	勝澤 芳雄君			
中谷 鉄也君	神門至馬夫君	予算委員 實川 清之君	芳賀 貢君			
細谷 治嘉君	松前 重義君	(特別委員兼任) 一、去る六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 石炭対策特別委員 倉成 正君	中村 寅太君			
下平 正一君	三宅 正一君	木原津與志君	木野 晴夫君			
井村 重雄君	中會根康弘君	古屋 亨君	渡辺 悠蔵君			
青木 正久君	山口 敏夫君	井上 普方君	村山 喜一君			
荒松清十郎君	上林山榮吉君	交通安全対策特別委員 只松 祐治君	山口 鶴男君			
粟林 三郎君	三ツ林弥太郎君	(特別委員補欠選任) 一、去る六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 石炭対策特別委員 古屋 亨君	木野 晴夫君			
唐橋 東君		交通安全対策特別委員 只松 祐治君	山口 鶴男君			
社会労働委員 青木 正久君	山村新治郎君	井上 普方君	村山 喜一君			
稲村 隆一君	井村 重雄君	交通安全対策特別委員 只松 祐治君	山口 鶴男君			
福永 一臣君	淡谷 悠蔵君	(特別委員補欠選任) 一、去る六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 石炭対策特別委員 古屋 亨君	木野 晴夫君			
農林水産委員 唐橋 東君	芳賀 貢君	交通安全対策特別委員 只松 祐治君	山口 鶴男君			
粟林 三郎君	實川 清之君	交通安全対策特別委員 村山 喜一君	井上 普方君			
商工委員 下平 正一君	中谷 鉄也君	交通安全対策特別委員 村山 喜一君	井上 普方君			
運輸委員 福永 一臣君	米内山義一郎君	交通安全対策特別委員 村山 喜一君	井上 普方君			
松前 重義君	山村新治郎君	交通安全対策特別委員 村山 喜一君	井上 普方君			
神門至馬夫君	小川 三男君	交通安全対策特別委員 村山 喜一君	井上 普方君			
通信委員		交通安全対策特別委員 村山 喜一君	井上 普方君			

案を参議院に送付した。

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案
(地方行政委員長提出)

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案(大久保武雄君外二十四名提出)

沖縄県における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案(川崎寛治君外九名提出)

一、去る六日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

住居表示に関する法律の一部を改正する法律案
一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

恩給法等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る六日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

原子力基本法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は原子力の開発機関として、高速増殖炉及び新型転換炉並びに核燃料物質及び核燃料物質に関する開発等を行なわせるため、新たに動力炉・核燃料開発事業団について規定を設けるとともに、従来の原子燃料公社に関する規定を削除し、あわせて特許法の改正に伴い、その引用条文を改めるなど、規定の整備を行なうものである。

二 議案の可決理由

本案の趣旨は、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十二年七月六日

科学技術振興対策特別委員長 矢野 絢也

衆議院議長 石井光次郎殿

動力炉・核燃料開発事業団法案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、原子力基本法に基づき、高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発、核燃料物質の生産、再処理及び保有並びに核燃料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を計画的かつ効率的に行ない、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として新たに動力炉・核燃料開発事業団を設立しようとするものであつて、その主な内容は

次のとおりである。

(一) 事業団の組織等

1 事業団は政府及び民間による出資の法人とし、その資本金は、設立に際し、政府が出資する二億円と従来政府から原子燃料公社に出資されていた金額及び民間からの出資との合計額とし、必要に応じて増加することが出来るものとする。

2 事業団の役員は、理事長一人、副理事長二人、理事八人以内及び監事二人以内を置くとともに、非常勤理事三人以内を置くことができるものとする。

3 業務の運営に関する重要事項に参画させるため顧問を置くことができるものとする。

(二) 事業団の業務

1 業務の範囲

高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発及び研究を行なうとともに、これに関する核燃料物質の開発及び研究、核燃料物質の生産、保有及び再処理、核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行なうこととし、海外地域において、核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行なう場合は、内閣総理大臣の認可を受けなければならないものとする。

2 業務の委託

事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託

することができるものとする。

3 動力炉開発基本方針等

高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発及び研究並びにこれに関する核燃料物質の開発及び研究は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める動力炉開発業務に関する基本方針及び基本計画に従つて、実施されなければならないものとする。

(三) 事業団の財務及び会計

1 毎事業年度、事業計画等並びに財務諸表を作成し、内閣総理大臣の認可並びに承認を受けるものとする。

2 動力炉開発関係の業務と再処理関係の業務に関しては、それぞれの他の業務と区分して経理を行なうものとする。

3 内閣総理大臣の認可を受けて、長期若しくは短期の借入金をし、又は債券を発行することができるものとする。

(四) 事業団の監督

内閣総理大臣は、事業団に対し、その業務に關し必要な命令をすることができるものとし、報告の徴取及び立入検査の権限を有するものとする。

(五) その他

1 事業団の設立と同時に現在の原子燃料公社は解散し、その一切の権利義務は、事業団が承継するものとし、所要の経過措置を講ずるものとする。

2 事業団の設立と関連して、関係法について所要の改正等を行なうものとする。

3 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、原子燃料公社の解散に關連する規定は、事業団の設立の日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

動力炉及び核燃料物質の開発を計画的、効率的に行ない、原子力の開発及び利用の促進に寄与するための措置として、妥当なものと認められるが、事業団設立の目的について平和利用と動力炉の自主的開発を行なうことを明確にすること。理事長の任命は原子力委員会の同意を必要とすること、事業団の業務として核燃料物質及び核原料物質の輸出入、売渡し等を加えるとともに、核燃料開発業務についても基本計画に従つて実施されなければならないものとする。これ等について改める必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十二年度一般会計予算総理府所管、科学技術庁に動力炉開発事業団出資に必要な経費として十三億七千九百万円が計上されている。右報告する。

昭和四十二年七月六日

科学技術振興対
策特別委員長 矢野 絢也

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(設立の目的)

第一条 動力炉・核燃料開発事業団は、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)に基づき、
○平和の目的に限り、
○高速増殖炉及び新型転換炉に關する○開発核燃料物質の生産、再処理及び保有並びに核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を計画的かつ効率的に行ない、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。

(役員任命)

第十三条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が原子力委員会の意見をきいて任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。

3 監事は、内閣総理大臣が原子力委員会の意見をきいて任命する。

(役員解任)

第十六条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。この場合における

いて、理事長及び監事の解任については、原子力委員会の意見をきくものとし、副理事長及び理事の解任については、内閣総理大臣の認可を受けるものとする。
し、監事の解任については、原子力委員会の意見をきくものとする。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
(業務の範囲)

第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 高速増殖炉及び新型転換炉に關する開発(実用炉に係るものを除く。)及びこれに必要な研究を行なうこと。

二 前号に掲げる業務に關する核燃料物質の開発及びこれに必要な研究を行なうこと。

三 核燃料物質の再処理を行なうこと。

四 核燃料物質の生産及び保有を行なうこと。

五 核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行なうこと。

六 核燃料物質及び核原料物質の輸入及び輸出並びに買取り、売渡し及び貸付けを行なうこと。

七 前各号の業務に附帶する業務を行なうこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、次の場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 海外の地域において前項第五号の業務を行なおうとするとき。

二 前項第七号に掲げる業務を行なおうとするとき。

(動力炉開発基本方針等)

第二十五条 第二十三条第一号及び第二号に掲げる事業団の業務(以下この条、第三十一条及び第四十五条において「動力炉開発業務」という。)は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める動力炉開発業務に關する基本方針及び基本計画に従つて実施されなければならない。

2 第二十三条第一号第三号から第六号までに掲げる事業団の業務は、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める核燃料開発業務に關する基本計画に従つて実施されなければならない。

(大蔵大臣との協議)

第四十四条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。次条において同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第三項、第二十三条第二項第一号、

第二十七条、第三十三条第一項、第二項ただし書若しくは第六項、第三十五条又は第三十七条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十五条〇の基本方針及び基本計画を定めようとするとき。

三 第二十九条第一項又は第三十八条の規定による承認をしようとするとき。

四 第三十六条第一号の規定による指定をしよ
うとするとき。

五 第三十七條又は第三十九條の規定により総
理府令を定めようとするとき。

(通商産業大臣との協議)

第四十五條 内閣総理大臣は、次の場合には、あ
らかじめ、通商産業大臣に協議しなければなら
ない。ただし、その協議は、第三号及び第四号
の場合にあつては、動力炉開発業務に係る事項
に限られるものとする。

一 第二十三條第二項第一号の規定による認可
をしよとするとき。

二 第二十五條〇の基本方針及び基本計画を定
めようとするとき。

三 第二十七條の規定による認可をしよとす
るとき。

四 第二十九條第一項の規定による承認をしよ
うとするとき。

附 則

(事業団の設立)

第二條 内閣総理大臣は、第十三條第一項〇又は第
三項により、事業団の理事長又は監事となるべき者
を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事
となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、
この法律の規定により、それぞれ理事長又は監
事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団

の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、政府以外の者に対し、事業団に
対する出資を募集しなければならない。

5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、
内閣総理大臣に対し、設立の認可を申請しなけ
ればならない。

6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政
府及び出資の募集に依じた政府以外の者に対
し、出資金の払込みを求めなければならない。

7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日にお
いて、その事務を第一項の規定により指名され
た理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第一項の規定により指名された理事長となる
べき者は、前項の事務の引継ぎを受けたとき
は、遅滞なく、政令で定めるところにより、設
立の登記をしなければならない。

9 事業団は、前項の規定による設立の登記をす
ることによつて成立する。

[別紙]

動力炉・核燃料開発事業団法案に対する附
帯決議

一 動力炉及び核燃料の開発並びに原子力産業の
樹立は、エネルギー政策の推進、科学技術の振
興等の見地から国家的にきわめて重要な課題で
ある。よつて政府は、これを重要国策として経
済の変動等に左右されることなく長期にわたり
強力に推進すべきである。

二 高速増殖炉及び新型転換炉の開発は、長期的
かつ画期的な国策である。したがつて政府は、
これに必要な資金及び人材の確保のために強力
な施策を講ずるとともに、努めてその自主的な
開発をはかるべきである。

三 動力炉開発は、きわめて広範な分野にわたる
大規模なプロジェクトであるので、政府は、新
事業団がその中核体として新しい運営方式によ
つて関係各機関の総合的活用をはかり、もつて
その総力を結集しうるよう、特段の配慮を払う
べきである。

四 政府は、核燃料サイクルの確保をはかるた
め、天然ウラン及び濃縮ウランの確保、再処理
施設の建設等核燃料の開発利用政策を国の責任
のもとに強力に推進すべきである。

また、当面の原子力発電の大部分が在来型炉
によるものであることにかんがみ、その建設及
び国産化については、特段の配慮を払うべきで
ある。

五 動力炉及び核燃料の開発は、その安全性を確
保するため、内部体制を十分に整備するととも
に、施設が適切に配置されるよう配慮すべきで
ある。

六 政府は、原子力政策の強力な推進をはかるた
め、原子力委員会を含む各機関の権限、機能等
を再検討し、抜本的な改革をはかるべきであ
る。

昭和二十二年以前の郵便年金契約に関する
特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十二年以前の郵便年金契約に
ついて、その加入者の利便を図るとともに郵便
年金事業の運営の効率化に資するため、年金の
支払いに代えて特別一時金を支給する特別措置
を講じようとするもので、そのおもな内容は次
のとおりである。

1 特別一時金の支給

(1) 昭和二十二年十二月三十一日以前に締結
された郵便年金契約(以下「年金契約」と
いう。)の年金契約者(年金支払の事由が
発生した年金契約にあつては年金の支払い
を受けている年金受取人又は年金継続受取
人)は、昭和四十三年一月一日から昭和四
十四年十二月三十一日までの間に、年金契
約を消滅させる旨の申出をすることができ
る。

(2) 年金契約を消滅させる旨の申出があつた
ときは、その申出があつた時に、当該年金
契約はその効力を失うものとし、年金受取
人(年金継続受取人が申出をした場合はそ
の年金継続受取人)に特別一時金を支給す
る。

2 特別一時金の額

特別一時金の額は、年金繰上支払金、分配
金繰上支払金(定期年金に限る。)及び特別付

3 時効	加金の合計額とする。 (1) 年金繰上支払金の額 年金繰上支払金の額は、昭和四十三年一月一日を基準とし、次により計算した額（支払の事由の発生している契約にあつては基準日から消滅申出のあつた時までの間の年金相当額を差し引いた額）とする。 (イ) 終身年金 (ロ) 保証期間のないものについては、年金受取人の平均余命の年数分の年金相当額 (ハ) 保証期間のあるものについては、残存保証期間分の年金相当額と保証期間満了の日における年金受取人の平均余命の年数分の年金相当額との合計額 (ニ) 年金継続受取人が年金の支払いを受けるに至っているものについては、残存保証期間分の年金相当額 (ヘ) 定期年金 残存年金支払期間分の年金相当額 (コ) 分配金繰上支払金の額 定期年金の年金契約における年金支払期間が満了したとすれば分配すべき剰余金相当額とする。 (3) 特別付加金の額 年金契約の経過年数及び年金額に基づいて定める金額とする。
	特別一時金を受ける権利の消滅時効は五年とする。 4 譲渡等の禁止 特別一時金を受ける権利については、譲渡、差押え等を禁止する。 5 施行期日 この法律は、昭和四十三年一月一日から施行する。 二 議案の可決理由 本案の趣旨及び内容は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 三 本案施行に要する経費 本案施行に要する経費として、昭和四十二年簡易生命保険及郵便年金特別会計年金勘定歳出中に十億円が計上されている。 右報告する。 昭和四十二年七月六日 通信委員長 松澤 雄蔵 衆議院議長 石井光次郎殿 一 議案の要旨及び目的 本案は、最近における交通事故の発生状況にかんがみ、緊急に交通の安全を確保する必要がある通学路及び踏切道について、国及び地方公
	共団体が一体となつて、総合的な計画のもとに通学路に係る交通安全施設等整備事業及び踏切道の構造改良に関する事業をすみやかに実施すること等により、これらの交通環境の整備を行ない、もつて交通事故の防止を図ることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。 (一) 通学路に係る緊急措置 都道府県公安委員会又は道路管理者は、昭和四十二年度及び昭和四十三年度において実施すべき通学路に係る交通安全施設等整備事業を、次の区分に従い作成される計画に基づき実施するものとする。 1 市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画 市町村計画作成者（都道府県公安委員会及び市町村道の道路管理者）は、市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会（以下「市町村協議会」）の意見をきいて、市町村道である通学路について、市町村通学路交通安全施設等緊急整備計画（以下「市町村計画」）を作成し、昭和四十二年八月三十一日までに、次に述べる都道府県計画作成者に提出するものとする。 2 都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画 都道府県計画作成者（都道府県公安委員会並びに指定区間外の一般国道及び都道府
	県道の道路管理者）は、都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会（以下「都道府県協議会」）の意見をきいて都道府県道等である通学路について、都道府県計画と市町村計画とを調整し、都道府県総合通学路交通安全施設等緊急整備計画（以下「都道府県総合計画」）を作成し、昭和四十二年九月三十日までに国家公安委員会及び建設大臣に提出するものとする。 3 指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画 都道府県公安委員会及び建設大臣である道路管理者は、指定区間内の一般国道等である通学路について、指定区間内通学路等交通安全施設等緊急整備計画（以下「指定区間内計画」）を作成し、昭和四十二年九月三十日までに国家公安委員会及び建設大臣に提出するものとする。 4 交通安全施設等整備事業三箇年計画の変更等 イ 国家公安委員会及び建設大臣は、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会（以下「中央協議会」）の意見をきいて、都道府県総合計画及び指定区間内計画に定める交通安全施設等整備事業のうち、現行の緊急措置法の規定による交通安全施設等整備事業として実施すべきものに関する計画の案を作成し、これに伴い現行

の交通安全施設等整備事業三箇年計画を
変更する案を作成するものとする。

ロ 内閣総理大臣及び建設大臣は、イの現
行の交通安全施設等整備事業三箇年計画
を変更する案について、昭和四十二年十
一月三十日までに関議の決定を求めるも
のとする。

ハ 都道府県公安委員会及び道路管理者
は、現行の交通安全施設等整備事業三箇
年計画の変更に係る実施計画を作成し、
昭和四十二年十二月三十一日までに国家
公安委員会又は建設大臣に提出するもの
とする。

(二) 地方単独通学路交通安全施設等整備事業の
実施

都道府県公安委員会は、都道府県総合計画
又は指定区間内計画に従い、道路管理者は、
都道府県総合計画に従い、交通安全施設等整
備事業で交通安全施設等整備事業三箇年計画
による事業として実施すべきもの以外のもの
を実施するものとする。

(三) 踏切道に係る構造改良及び保安設備整備に
係る緊急措置

道路管理者又は鉄道事業者は、昭和四十二
年度及び昭和四十三年度において実施すべき
踏切道整備事業を、次の区分に従い作成され
る計画により実施するものとする。

1 市町村踏切道緊急構造改良計画

鉄道事業者及び市町村道の道路管理者
は、市町村協議会の意見をきいて、市町村
道である踏切道について、市町村踏切道緊
急構造改良計画（以下「市町村踏切道緊急
構造改良計画」として、昭和四十二年八月三十一日
までに都道府県道等の道路管理者に提出す
るものとする。

2 都道府県総合踏切道緊急構造改良計画
鉄道事業者及び都道府県道等の道路管理
者は、都道府県協議会の意見をきいて、都道
府県道等である踏切道について、都道府県
踏切道緊急構造改良計画と市町村踏切道緊
急構造改良計画とを調整し、都道府県総合踏切道緊急
構造改良計画（以下「都道府県総合踏切道緊急
構造改良計画」として、昭和四十二年九月三十日
までに運輸大臣及び建設大臣に提出するも
のとする。

3 指定区間内踏切道等緊急構造改良計画
鉄道事業者及び建設大臣である道路管理
者は、指定区間内の一般国道等である踏切
道について、指定区間内踏切道等構造改良
計画（以下「指定区間内踏切道等構造改良
計画」として、昭和四十二年九月三十日まで
に運輸大臣及び建設大臣に提出するもの
とする。

4 保安設備緊急整備計画
鉄道事業者は、都道府県協議会及び市町
村協議会の意見をきいて、保安設備緊急整
備計画を作成し、昭和四十二年九月三十日
までに運輸大臣に提出するものとする。

までに運輸大臣に提出するものとする。

5 踏切道緊急整備計画

イ 運輸大臣及び建設大臣又は運輸大臣
は、構造改良に関する事業又は保安設備
整備に関する事業として実施すべき踏切
道（甲種指定踏切道（構造改良）及び乙種
指定踏切道（保安設備整備）を指定する
とともにその旨を公示するものとする。

ロ 運輸大臣及び建設大臣は、中央協議会
の意見をきいて、都道府県総合構造改良
計画、指定区間内構造改良計画及び保安
設備整備計画に定める踏切道整備事業の
うち、甲種指定踏切道及び乙種指定踏切
道に係る踏切道緊急整備計画の案を作成
するものとする。

ハ 運輸大臣及び建設大臣は、ロの踏切道
緊急整備計画の案について、昭和四十二
年十一月三十日までに閣議の決定を求め
ることとし、閣議の決定があつたときは
踏切道緊急整備計画を公表するものとし
る。

6 踏切道整備事業の実施計画及び実施

イ 鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事
業者は、踏切道緊急整備計画に即し、甲
種指定踏切道及び乙種指定踏切道に関す
る事業の実施計画をそれぞれ作成し、昭
和四十二年十二月三十一日までに運輸大
臣及び建設大臣又は運輸大臣に提出する

ものとする。

ロ 道路管理者は、甲種指定踏切道に係る
構造改良に関する事業を、鉄道事業者
は、乙種指定踏切道に係る保安設備の整
備に関する事業を実施するものとする。

(四) 地方単独踏切道整備事業の実施

道路管理者は、都道府県総合構造改良計画
又は指定区間内構造改良計画に従い、鉄道事
業者は、保安設備整備計画に従い、踏切道整
備事業で踏切道緊急整備計画による事業とし
て実施すべきもの以外のものを実施するもの
とする。

(五) 費用の負担等

1 構造改良に関する事業の実施に要する費
用の負担については、鉄道事業者と道路管
理者との協議により定めることとし、保安
設備の整備に関する事業の実施に要する費
用については、鉄道事業者が負担するもの
とする。

2 国は、市町村が実施する通学路及び構造
改良に関する事業に要する費用について、
予算の範囲内において、政令で定めるとこ
ろにより二分の一以上三分の二以内を補助
することができるものとする。

3 国及び地方公共団体等は、鉄道事業者に
対し、予算の範囲内において、政令で定め
るところにより、指定踏切道に係る保安設
備整備事業の実施に要する費用の一部を補

助すること、その他所要の助成措置を講ずるものとする。

4 国は、地方単独事業の実施に要する費用について、地方債その他必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(六) 通学路及び踏切道に係る交通規制等

都道府県公安委員会及び道路管理者は、通学路及び踏切道に係る整備事業の実施に即応し、計画的な交通規制の実施、踏切道の統合等を図るものとする。

(七) 中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会等

1 総理府に附属機関として、中央通学路及び踏切道交通安全対策協議会を置くものとする。

2 都道府県に都道府県通学路及び踏切道交通安全対策協議会を置くものとし、市町村には、市町村通学路及び踏切道交通安全対策協議会を置くことができるものとする。

(八) その他

1 この法律による踏切道整備事業の実施と関連して所要の経過措置等を設けるものとする。

2 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

通学路及び踏切道における交通事故を防止するため、本案の趣旨はきわめて妥当な措置と認め

め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、交通安全施設等整備事業及び踏切道整備事業に関する計画の内容によつて定まるが、約三百億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、塚原総理府総務長官より本案に対し、「本法による交通安全施設等の整備の緊急性にかんがみ政府としては、極力その推進にとめる所存である。」旨の意見が述べられた。右報告する。

昭和四十二年七月六日

交通安全対策特別委員長 山下 榮二
衆議院議長 石井光次郎殿

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

(一) 防衛庁設置法の一部改正

防衛力を整備するため、防衛庁本庁の定員を四、三三一人増員して、二七七、四五四人に改めること。

内訳

陸上自衛官 一七三、〇〇〇人(増員一、五〇〇人)

(増員分は、ヘリコプター部隊、気象関係部隊等の整備充実のための要員)
海上自衛官 三六、五九一人(増員一、六二八人)
(増員分は、艦艇の増加並びに航空関

係部隊及び後方支援部隊等の充実のための要員)
航空自衛官 四〇、七〇三人(増員一、一五〇人)

(増員分は、航空団の改編、ナイキ部隊の新編及び警戒管制、救難等の部隊の充実のための要員)
自衛官以外の職員 二七、〇八二人(増員五三人)

(増員分は、海上自衛隊の後方支援部隊等の充実のための要員)
(二) 自衛隊法の一部改正

1 教育航空集団の長の階級が海将補から海将に昇格したことに伴い、その称呼を教育航空集団司令官に改称すること。

2 自衛隊の予備勢力確保のため、予備自衛官を六、〇〇〇人増員して、その員数を三〇、〇〇〇人に改めること。

3 第七航空団の司令部を、埼玉県入間郡武蔵町(入間基地)から茨城県茨城郡小川町(百里基地)に移すこと。

二 議案の可決理由

本案は、わが国の防衛をより効率的に処理し、現下の諸情勢に対処するため、適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約七億九千九百九十九万四千円が、昭和四十二年一般会計予算に計上されている。右報告する。

昭和四十二年七月六日

内閣委員長 關谷 勝利
衆議院議長 石井光次郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十九年予備自衛官の制度創設の際に定められたまま現在に至つては予備自衛官手当の月額千円を、その後の物価等の変動を考慮して、昭和四十二年十月一日から千五百円に改定しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、物価の変動等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三千三百万円が昭和四十二年一般会計予算に計上されている。右報告する。

昭和四十二年七月六日

内閣委員長 關谷 勝利
衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院會議録第三十二号(一)中正誤

改正
八四七 二二 については おいては
八四七 三末 農業 漁業
八四八 一 二 末 ましたのは ましたので
八七一 四末 左の 次の

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
ただし島根県は三十円
(送料別)

発行所 東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六)